

薬剤使用期間中の患者フォローアップ

～適正な薬物治療共同管理計画に向けたフォローを実施するために～

目次

1. 本手引きについて	4
2. 本手引きでの用語	4
3. 薬剤使用期間中の患者フォローアップとそれを行う上での基本的考え方	5
4. 薬剤使用期間中の患者フォローアップの流れ	6
(1) 初回来局時	6
(2) 薬剤交付から次回来局までのフォローアップ	7
(3) 次回来局時	7
4-1. 患者フォローアップフロー	8
5. 薬剤交付から次回来局までのフォローアップの実践	9
(1) 次回来局までのフォローアップの検討	9
5-1. 患者情報取得、フォローアップ前評価	10
5-2. フォローアップ実施理由、問題点	12
(2) 患者等への確認のタイミング	13
5-3. フォローアップを実施するタイミング	13
(3) 患者等への確認方法	14
5-4. フォローアップ方法の選定	15
(4) 患者等への確認事項	16
5-5. フォローアップ準備、実施内容	16
(5) 分析と評価	17
5-6. フォローアップ後評価	17
(6) 結果と対応	18
5-7. フォローアップ後の対応（薬剤師のアクション）	19
(7) 記録	21
5-8. フォローアップ報告書フォーマット	23
(8) その他	23
5-9. フォローアップによって見込まれる効果	24
5-10. フォローアップの概要図	26
5-11. フォローアップ例(プロブレム・プロブレムの原因の特定・対応（薬剤師のアクション）・ゴール)	27
添付資料12 全疾患共通	28
添付資料13 心不全	30
添付資料14 心筋梗塞	33
添付資料15 脳卒中	35
添付資料16 うつ病	37

添付資料 1 7	統合失調症	39
添付資料 1 8	睡眠障害	41
添付資料 1 9	糖尿病.....	43
添付資料 2 0	がん悪心嘔吐.....	45
添付資料 2 1	がん性疼痛	46
添付資料 2 2	認知症.....	48
6.	処方箋医薬品以外の医療用医薬品、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品を販売する場合の販売後フォローアップの考え方.....	50
7.	薬剤使用期間中の患者フォローアップに関連する法令.....	52
	＜薬剤師法（抄）＞	52
	＜薬剤師法施行規則（抄）＞	53
	＜薬機法（抄）＞	54
	＜薬機法施行規則（抄）＞	56

1. 本手引きについて

<目的>

本手引きは、薬剤使用期間中の患者フォローアップについての考え方や考慮すべき事項、実践内容を示すことで、全ての薬剤師が共通した基本認識に立って業務を行うことを目的としている。

<利用にあたって>

- 本手引きは「薬剤使用期間中の患者フォローアップの手引き」（第 1.2 版：日本薬剤師会）を基に、厚生労働科学研究費補助金「薬剤師の職能のための薬学的知見に基づく継続的な指導等の方策についての調査研究」（令和 2～4 年度）（研究代表者：益山光一教授）成果を踏まえたものである。
- 本手引きではまず、処方箋に基づく調剤により薬剤の交付を受けた患者に対して、次回来局時までのフォローアップに関する考え方を中心に解説した。
- また、薬局で処方箋医薬品以外の医療用医薬品、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品（以下、一般用医薬品等）を販売する場合の販売後フォローアップの考え方については第 6 章で示した。
- 本手引きの具体例は、解説の上での一つの考え方として示したものであり、必ずしも例示通りの対応を求めるものではない。
- 調剤報酬算定に係る内容や要件等については、関連する通知等を別途参照されたい。

2. 本手引きでの用語

用語	内容
フォローアップ	広く薬剤・医薬品の適正な使用を目的に薬剤師が実施する行動を指す言葉として用いる。 なお、法改正に関連した各種報道等では「フォロー」という用語が使用されることもあるが、新英和大辞典（研究社、第 6 版 1 刷：2003 年 3 月）によれば、 follow（自動詞）：あとに付いていく、引き続いておこる follow up：（すぐ後から）追跡する、【医学】（診断・治療後に） 〈患者〉の健康管理を続ける、継続管理する と解説されていることから、本手引きでは「フォローアップ」を用いることとする。

※ その他、特段の説明がない場合、本手引きの用語は第十四改訂調剤指針に準ずる。

3. 薬剤使用期間中の患者フォローアップとそれを行う上での基本的考え方

薬剤使用期間中の患者フォローアップとは、患者の来局時だけではなく、調剤した薬剤の使用期間中に適切な形で薬剤の使用状況、併用薬（一般用医薬品等を含む）、患者の状態や生活環境等を把握するとともに、薬学的知見に基づく分析・評価から必要な対応を実施することにより、薬剤の使用期間中を通じて、患者が安心できる最適な薬物療法を提供することを目的とする薬剤師の行動を指す。

この患者フォローアップは、継続的な薬学管理を行うための手段の一つであり、薬物療法の質および安全性の向上、つまり薬物療法の個別最適化である。

改正法においては、患者フォローアップをどのようなケースで行うのか、またどのように行うのかについては、患者フォローアップを行う薬剤師の専門性に委ねられている。そのため、今回の改正法条文では「調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には」と記載されている。これは薬剤師が次回来局時までの治療に関わる事が明確化されたことを示している。

調剤業務・医療安全委員会では以下に記載したとおり、標準的な患者フォローアップの方法を示しているが、それを貫く基本的考え方は、

- ① 個々の患者の特性
- ② 罹患している疾病の特性
- ③ 当該使用薬剤の特性

に合わせて、適切に患者フォローアップを行うことである。

実際の現場ではこの3つの特性も類型化できない場合も多く、本手引きではあくまで標準的なものしか示すことはできないが、それについては、今後、版を重ね充実させていきたいと考える。

4. 薬剤使用期間中の患者フォローアップの流れ

薬剤使用期間中の患者フォローアップを考える上では、

- (1) 初回来局時
- (2) 薬剤交付から次回来局まで
- (3) 次回来局時（以降 (2) (3) の繰り返し）

これら一連のサイクルを基本とし、継続的な薬学管理を通じて得られた情報の確認、分析・評価の結果を、今後の薬物療法や薬学的管理指導に適切に反映していくことを意識する。

なお、フォローアップにあたっては、初回来局時を含め、その後の様々な場面での患者情報の活用が不可欠で、患者の服薬状況等、得られた情報の分析・評価により、服薬の中止・変更（処方箋受付時であれば、疑義照会や調剤を行わないといった対応を含む）や受診勧奨、処方医への情報提供等、即時を含め、適切なタイミングでの対処が必要であることに留意する。

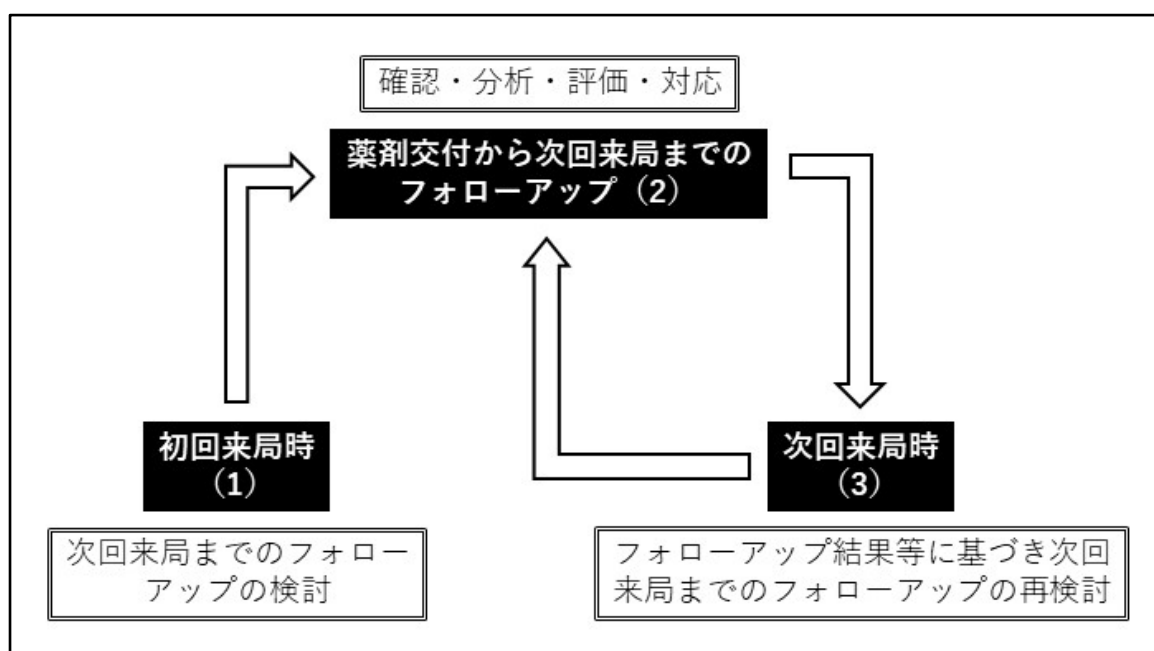


図1. 患者フォローアップを行う上での薬剤師の実践サイクル

(1) 初回来局時

初回の来局時にあっては、まず、処方内容を精査するために患者情報等を適切・的確に取得することが最も重要となる。来局時対応については、あらためて、調剤の実践の概念図（図2）を確認・実施すること。（実際の調剤の流れに関しては、最新の調剤指針を参照。）

薬剤交付から次回来局までのフォローアップは、患者情報、薬剤服用歴やお薬手帳の

情報、服薬指導を通じて得られた情報等を、薬学的知見に基づき総合的に分析・評価して判断する必要がある。あくまで、個々の患者に対して個別に内容を判断するものであり、例えば、使用薬剤のみに基づいて機械的に判断・実施するものではないことに留意する。

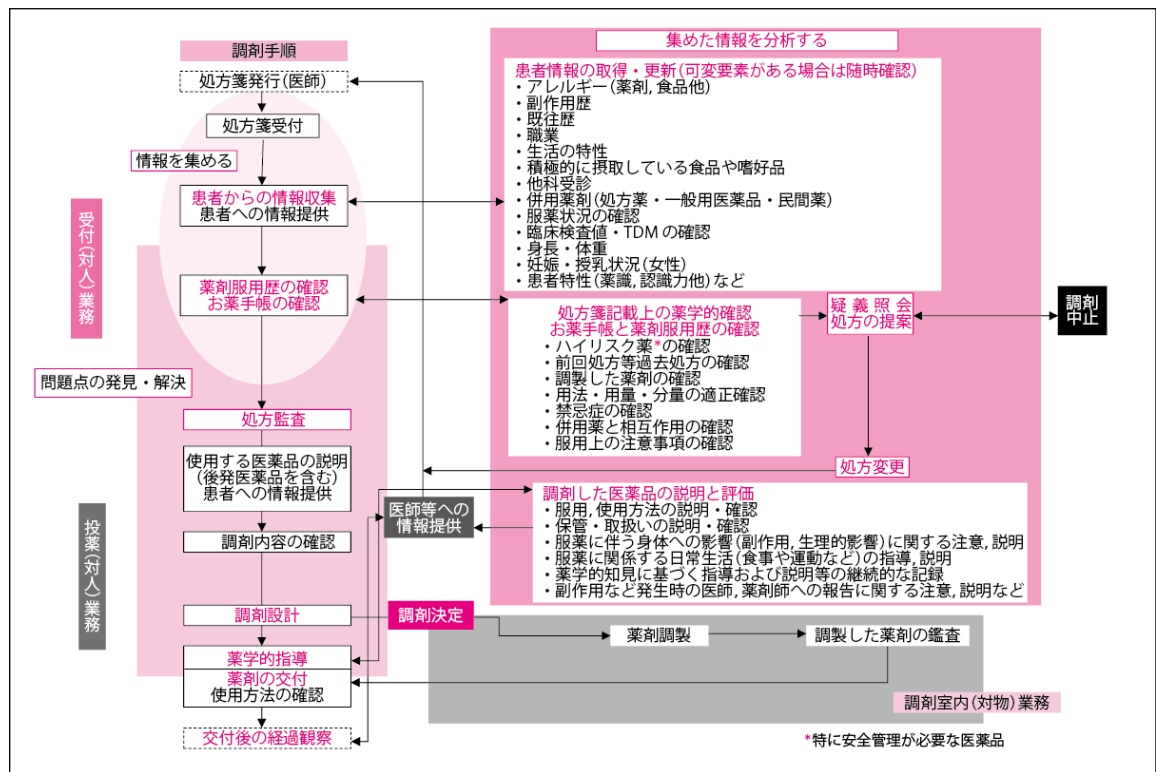


図 2. 調剤の実践の概念図 (第 14 改訂調剤指針より抜粋)

(2) 薬剤交付から次回来局までのフォローアップ

患者等から得られた情報を薬学的知見に基づき分析・評価の上、必要な対応（患者への情報提供・薬学的管理指導・受診勧奨や、医師・医療機関への情報提供・処方提案・残薬調整等）を行う。また、それらの内容は記録し、必要に応じて適宜、フォローアップの見直しを行う。

(3) 次回来局時

(1)の流れの中で、(2)において実施したフォローアップの結果の確認・分析・評価を行い、それらに基づき、今回来局から次回来局までのフォローアップについて再検討を行う。

次章では、今般の法改正で特に焦点となっている、薬剤交付から次回来局までのフォローアップの実践について説明する。

4-1. 患者フォローアップフロー

フォローアップの流れとしては、手引きのp6にある図1のサイクルが基本である。この基本を詳細に分解していくと、初回来局時(1)には、①患者情報の取得と薬学的知見に基づく前評価等の検討(以下、「フォローアップ前評価」という。)1)を実施する。薬剤交付から次回来局までのフォローアップ(2)では、①を踏まえ服薬指導を行い、その情報も加味した上で必要に応じフォローアップを行うか否か判断し、行う場合は②患者毎の問題点、フォローアップの目標2)(ゴール3)を設定する。③フォローアップを実施するタイミング、④方法の選定、⑤実施内容についても②の時によく検討し実施する。次回来局時(3)では⑥薬学的知見に基づく後評価等の検討(以下、「フォローアップ後評価」という。)をし、⑦対応(薬剤師のアクション)へとつなげる。フォローアップは単回で終了するものではなく、疾患の状態や服薬期間に応じ、さらには治療効果や患者をめぐる環境や心情の変化などにより、経時的に新たな問題点が発生する可能性が高いものであるから、長期的な視点で、どの時期にどの点にフォーカスを当ててフォローアップを実施していくのか、来局とのタイミングを上手く活用してフォローアップが継続して実施されることが期待される。

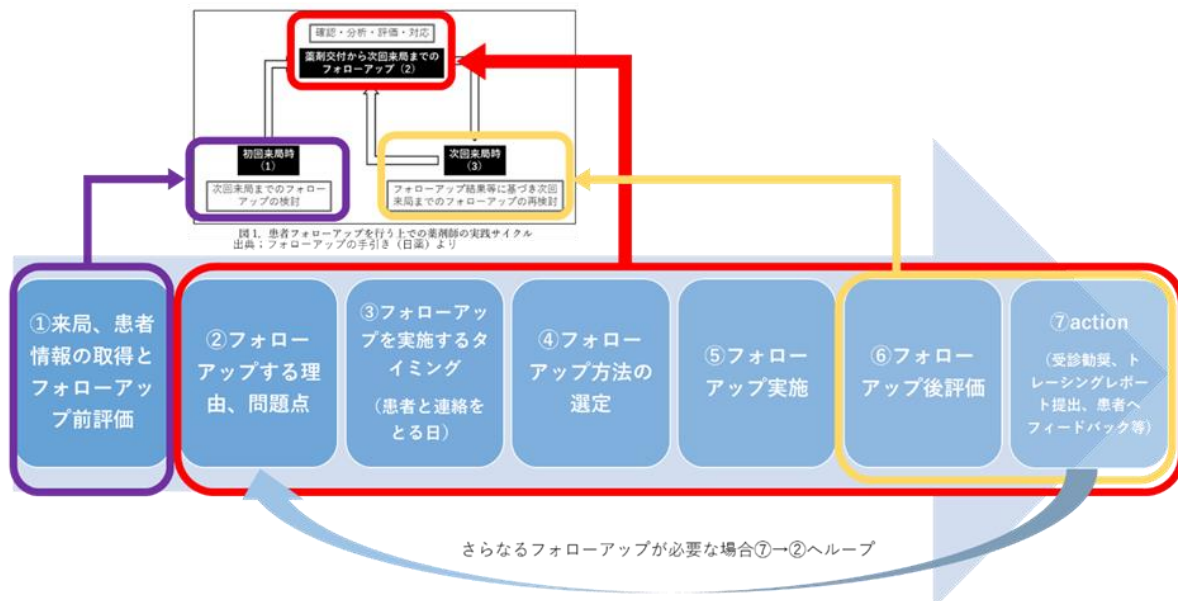
1) フォローアップ前評価; 初めからフォローアップありきではなく患者情報の収集、処方監査、調剤設計、服薬指導の中で薬剤師がフォローアップの必要な患者に実施するというのが本来の流れである。フォローアップを実施する、しないに関わらず、初回来局時には患者との対話等により取得した様々な情報をしっかりとアセスメントする。

2) フォローアップの目標; 本来は患者がどうありたいかを踏まえた上で、どう患者に関わっていくかが大前提となる。薬剤師だけの視点にならず、患者と共有し、それに向けて共に働きかけをすることを目標とする。

3) このゴールとは、フォローアップを実施するごとに掲げる目標のことである。

患者フォローアップフローチャート

添付資料1



5. 薬剤交付から次回来局までのフォローアップの実践

- 次回来局までのフォローアップは、薬剤師が薬学的知見に基づいて判断するものであり、必ずしも患者等の同意を前提としない。一方、薬剤師が必要な確認を行おうにも、患者等の協力がなければ事実上実施は困難である。薬剤師は、患者等にあらかじめその意義・内容を丁寧に説明し、理解を得るよう努めること。なお、「法律で決まった」「実施するよう指導された」等の非本質的な説明は薬剤師としての責務を放棄し、信頼を失墜させる行為であるので厳に慎むこと。

(1)次回来局までのフォローアップの検討

薬剤交付から次回来局までのフォローアップは、この間の状況の経過（変化）に注目するものであることから、使用中の薬剤や併用薬（一般用医薬品等を含む）の確認のみならず、必要に応じて、疾患（原疾患、既往歴、合併症等）、また家族や就学・就業等を含めた生活環境等、使用期間中に状況変化を及ぼすと思われる点、そしてこれらが実際に生活に影響を与えていないか等について確認し、薬学的知見に基づき分析・評価した上で総合的に判断する。

すなわち、フォローアップは患者ごとに個別に判断するものであり、例えば、「ハイリスク薬に該当する」といった情報のみに基づいて機械的・一律に判断するものではないことにあらためて留意する。

【検討する上での要素】

- 使用薬（ハイリスク薬 他）
- 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品を含む）
- 積極的に摂取している食品や嗜好品（健康食品、酒・タバコ 他）
- アレルギー歴（医薬品、食品 他）、副作用歴
- 疾患（原疾患、既往歴、合併症及び他科受診で加療中の疾患を含む）
- 臨床検査値（腎機能、肝機能 他）
- 薬剤等の使用状況（残薬の状況を含む）
- 薬剤使用中の体調の変化
- 年齢・性別
- 身長・体重
- 妊娠・授乳状況（女性）
- 職業
- 生活の特性
- 患者特性（薬識・認識力、生活機能 他） 等

5-1. 患者情報取得、フォローアップ前評価

初回・久々の来局時は患者情報の取得・更新（可変要素がある場合は随時確認）に努める。取得する情報は【検討する上での要素】に加え、認知機能の評価、独居あるいは薬物療法の支援をしてくれる家族と同居しているか、自身の病気への関心や理解度、服薬の必要性の理解度、薬物療法に取り組む姿勢、薬に対する不安・不満等については、アドヒアランスに大きな影響を及ぼすため、これらの情報についても、来局時に丁寧な聞き取りを行い情報取得に努める。また糖尿病の受診中断者因子（参考；糖尿病受診中断対策包括ガイド）のように疾患によっては受診中断する患者像の特徴が示されているものもあるので、該当する場合は治療を中断させないため、次回来局までの間に電話等のフォローアップを実施することが肝要である。

継続して来局している患者の場合であっても、残薬の増加や検査値の悪化等だけでなく服薬指導の際に患者が積極的に話をしなくなった時や薬が切れてから受診するようになった場合等はアドヒアランス低下の可能性があるため、フォローアップを活用することにより薬物療法中断を防ぐよう努める。

患者情報の取得方法としては、口頭やお薬手帳での情報のほかに、マイナポータルを通じて電子版お薬手帳をはじめとした PHR(personal health record)を活用し服薬状況や OTC 医薬品の服用情報のみならず、運動や食事などの情報などと組み合わせてより効果的な服薬管理へ繋げることも今後期待される。

また、薬剤師がフォローアップを実施することにより、患者の変化の有無、変化がある場合は前後比較評価ができるようフォローアップ前の検査値、体調、副作用、服薬状況、使用薬剤の効果、併用薬や食品・嗜好品との相互作用による影響、生活特性・機能への影響、使用医薬品に対する認識（先入観、不安感等）、医療機関との連携、医療機関以外との他職種連携への貢献の評価を忘れずに行うことが必要である。

①来局、患者情報、処方薬、フォローアップ前評価

添付資料 2

患者情報

①お薬手帳、患者への聞き取り、薬剤服用歴等で分析・評価する事項

- ア 患者の基礎情報（氏名、生年月日、性別等）
- イ 患者の体質（アレルギー、副作用等）
- ウ 薬学的管理に必要な患者の生活歴
- エ 既往症、合併症、他科受診の状況
- オ 併用薬等（処方薬、一般用医薬品、健康食品）
- カ 飲酒状況
- キ 服薬状況（服薬の状況を含む）
- ク 患者の服薬中の体質の変化
- ケ 臨床検査値 等

薬剤服用歴の記載事項（令和4年度調剤報酬改定）

↓
上を基に、研究班会議で検討し追加したもの

研究の結果より

性別	男性	女性
年齢	歳	代
病名に関する情報	病名、病歴、合併症	
アレルギー	有	無
アレルギー歴	有()	無
副作用歴	有()	無
薬学的管理に必要な患者の生活歴	有()	無
その他(飲酒状況)	有()	無
併用薬(処方薬、健康食品、サプリメント)	有()	無
服薬状況	良好	不安・理由()
薬剤服用	() 回/日	() 回/日
フォローアップ実施	有	無
実施日	年 月 日	年 月 日
フォローアップ期間	() 日	() 日

処方薬


当該薬局で把握されている全ての処方薬の用法用量、処方日数

全ての処方薬について把握する

フォローアップ前の状況をしっかりと把握、評価し、記録する。 ※後で、前後比較できるように

フォローアップ前評価

検査項目	フォローアップ前		
	良い	悪い	その他()
体調	良い	普通	悪い その他()
副作用	有()	無	その他()
服薬状況	良い	悪い	その他()
使用薬物の効果	良い	悪い	その他()
患者基本情報	良い	悪い	その他()
併用薬や食品・嗜好品との相互作用による影響	有	無	その他()
生活特性・職業への影響	有	無	その他()
副作用薬品に対する懸念(先入観、不安感等)	良い	悪い	その他()
医療機関との連携	有()		無
医療機関以外との他職種連携への貢献	有()		無



【注意を要すると考えられる患者例】

- 薬剤が適切に使用されていることを、次回来局時まで継続して確認しておく必要があると考えられる場合。(例：治療有効域が狭い（あるいは有効域と中毒域が接近している）薬剤で、患者の生活環境から飲み忘れ等の懸念がある。治療において長期的なアドヒアランス維持が重要となる薬剤で、認知機能の低下から飲み忘れ等が頻繁に発生する懸念がある、身体機能の低下からデバイスが正しく扱えることに継続して注意する必要がある。等)
- 患者の身体状態から、副作用の発現等に継続的に注意する必要があると考えられる場合。(例：腎機能の影響を受ける薬剤で、原疾患・合併症等から副作用の発現に特に注意を要する。特定の要素において副作用の発現頻度が増すことが知られている薬剤であり、今後の状態の変化に注意を要する。抗悪性腫瘍剤など、初回投薬時においては特に注意を要し、またその後も患者の身体状態等から継続的に副作用の発現に注意を要する。等)
- 患者の生活習慣、生活像に係る情報等を踏まえ、定期的な状況の確認が必要な場合。(看護人・介護人や患者の生活環境の変化により、薬物療法の継続に問題が生じないか確認する必要がある。等)

これらを踏まえて検討した上で、薬学的知見に基づき実施する患者フォローアップ内容について患者等に説明し、理解を得るとともに連絡先を確認する。

なお、検討の結果、次回来局時に必要な確認を行うと判断した場合においても、当然ながら、薬剤についての疑問や体調の変化、併用薬の追加等があれば薬剤師に連絡するよう患者に指導する他、かかりつけ薬剤師・薬局として適切に対応する。

5-2. フォローアップ実施理由、問題点

特にフォローアップの必要がある患者の例としては、

- ① 新規処方・処方変更時
- ② 服薬アドヒアランス不良
- ③ ハイリスク薬処方時（副作用の問題や患者に不安があるケース等）
- ④ 手技不良時（自己注射や吸入器等）
- ⑤ 副作用等発現時（自覚症状を含む）
- ⑥ ポリファーマシー・相互作用の可能性
- ⑦ 服薬に関する不安
- ⑧ 退院時
- ⑨ 新薬（承認又は効能追加された5年以内のもの）処方時

等が考えられる。患者にとっては、複数項目に該当する場合も多いので複合的に判断することが必要である。また継続して服薬していく過程において患者を取り巻く状況が変わり、問題点の変化や新たな問題点の出現もありうる。患者が一人として同じ人がいないように、フォローアップをする理由も、きれいに分類して振り分けられるものでもない。様々な要因を抱えた患者一人一人の問題点を見つけ、それに合わせたフォローアップを行うことが必要である。

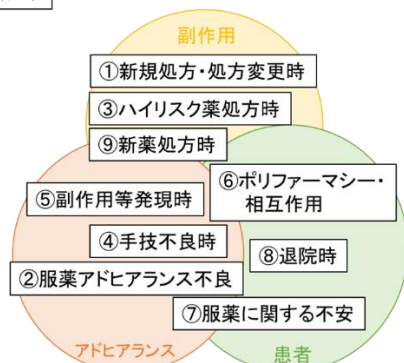
この時点で各々の問題点とそれに対する目標（ゴール）を明確に打ち出すことで、何を聞かなければならないか、どの副作用や検査値に特に注意してモニタリングしないといけないか等の患者に確認する際の重要な観点となり、フォローアップを実施するタイミングや頻度等のフォローアップ方法も定まってくるので、フォローアップを開始する前にはしっかりと検討を行っておく。

②フォローアップを行う理由、問題点

添付資料3

Problem設定:

研究班の結果より



Goal設定:

漫然とフォローアップすることを防ぐためにも患者に説明できるフォローアップ内容にする（薬剤師の自己満足に終わらない）

なぜフォローアップするのかの理由を明確に打ち出すその理由、Goalによってフォローアップの仕方も変わってくるので、ここでしっかりと設定することが大事

例) アドヒアランス不良なら

- ・フォローアップ回数を多めにする
- ・実施の時には特に患者の心情に注意して聞き取りする等

例) 副作用の発現に注意なら

- ・フォローアップ後にただ「何も副作用症状は出なかった」だけで終わらないように、その薬剤にはどういう副作用症状が出て、好発時期はいつで（わかれば）という視点を踏まえてProblemを設定すれば、のちのちのフォローアップの仕方も明確になる

(2)患者等への確認のタイミング

患者等への確認をどのようなタイミングで実施するかは、患者像、使用薬剤等により様々である。また、初回の確認以降も定期的（周期的）な確認が必要かの判断も必要となる。薬剤師は、患者の病識・薬識や生活環境も含めた患者像及び薬剤の持つリスク（有害事象等）の発現頻度・好発時期等に関する安全性情報を踏まえて、これらを的確に判断する必要がある。

なお、「新規患者には○週間目に自動で定型文を送信」「ハイリスク薬を使用中の患者は×週間毎にアラート」といった一律の運用は、有益でないばかりか患者等の信頼を損ねることにもなりかねないので、実施にあたっては慎重に検討すること。

5-3. フォローアップを実施するタイミング

フォローアップのタイミングを全て1週間後と決めていたり、薬の特徴に関係なく患者の都合に合わせたりして設定されることは適切とは言い難い。副作用が出現してしばらく経った後で副作用発現の有無を確認しても、副作用重篤化を回避できない可能性もある。副作用の発現が心配される場合は、その薬剤における副作用好発時期、初期症状、早期発見ポイント等（厚生労働省「重篤副作用疾患別対応マニュアル参照」）を確認する。新規処方薬で定常状態になる時期が判明しているものは定常状態となった時点以降、アドヒアランス不良の場合は、その患者の特徴を踏まえフォローアップがより効果的となるタイミングを考慮し設定する。実際に1、2回の服用で副作用が発現し患者の判断でそれ以後は服薬中止して、患者からは医療機関に何の申し出や連絡もなく、薬剤師が電話をかけて初めて副作用が発現していたこと、服薬中止していることが判明した事例もある。また副作用を自覚していながらも医療機関に連絡することもなく服用を継続している事例もあることから、フォローアップを実施するタイミングが副作用重篤化を左右することを念頭におき適切なタイミングを検討することが重要である。

介護者や乳幼児の保護者、ヘルパーなど患者本人以外に連絡を取る場合は、その人の都合もあらかじめ聞いておく。

また、薬剤の副作用発現や効果発現確認のための比較的早期にフォローアップする場合、食事・排泄・睡眠・運動・活動状況等の確認をしたい場合、成人喘息のように治療開始時・治療のステップアップ時・喘息の症状安定期・治療のステップダウン期といった、治療ステージが変化する場合や糖尿病のように薬物療法開始後も食事療法・運動療法・生活習慣改善に取り組んでいる場合などの長期的な治療に及ぶ場合は、来局時の指導とその間のフォローアップをどう組み合わせると患者のアドヒアランスが向上し、治療効果維持に役立つか等の視点も必要である。

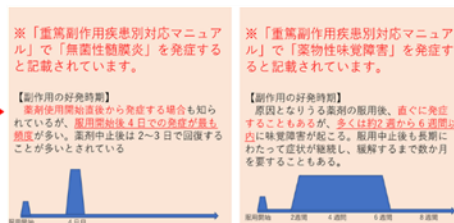
③フォローアップを実施するタイミング（患者と連絡をとる日）

添付資料4

・フォローアップのタイミングについては、研究班の事例では『患者都合』というものが多かった。
やみくもに『患者都合』でフォローアップするタイミングを決めない。
根拠のあるタイミングを薬学的視点から設定する

例)

新規処方薬	定常状態になったタイミング（半減期の4～5倍経過後等※該当しない薬剤もあるので注意）以降にする
副作用発現がきになる	その薬剤における副作用の初期症状、副作用好発時期、早期発見ポイント等を確認してタイミングを決める（厚労省やPMDA掲載の『 <u>重篤副作用疾患別対応マニュアル</u> 」などを参考にする）
アドヒアランス不良、患者特性より	その患者の特徴を踏まえフォローアップがより効果的になるタイミングを考慮し設定する
患者本人以外に連絡	介護者や乳幼児の保護者、ヘルパーなど患者本人でない人にフォローアップをする時は、その人の都合も考慮する
薬剤だけでなく、食事、運動改善等を加味して総合的に判断したい場合	薬剤だけでなく、食事効果、運動効果の改善などを加味して総合的にフォローアップをするタイミングを決める（参考；『体調チェック・フローチャート解説と活用第2版 日本薬剤師会編集 じほう 等）



(3)患者等への確認方法

一般的に、患者等に確認を行う手段としては、対面（来局・訪問）のほか、電話やファックス等が挙げられる。また、最近では、電子お薬手帳やSNSなどICTの活用も進んでいる。

確認方法を選択する上では、「目的に照らして適当か」「双方向性が維持されているか」が重要になると考えられ、薬剤師はそれらを適切に判断する。

例えば、これまで使用したことのない薬剤を開始する場合で、使用状況をはじめ生活機能への影響など広範な内容を確認したい場合には、対面や電話等が選択肢になるであろうし、長期的なアドヒアランス維持が中心である場合には、ICTの活用（「忘れずに服用できていますか？」「使用する上で問題等はありませんか？」といったメッセージを患者等の端末に発信し、患者等から回答を得る等）も選択肢として考えられる。また、いずれの方法にせよ、薬剤師と患者との双方向性が維持されている必要がある。

なお、生活環境やICTリテラシーなどにより、患者側から希望が寄せられるケースもある。そのような場合も、その方法が目的に照らして適当かを考慮しつつ、患者と十分にコミュニケーションを取りながら選択する。

参考：ICTを活用した確認について

昨今、患者フォローアップに関連して様々なICTを活用したシステム・サービスがリリースされている。これらは、適切に活用することで、薬剤師・患者等双方の負担を軽減し、的確で効率的なフォローアップに繋がるものと期待される。

一方、薬学的知見に基づく個別の判断を加えないまま利用すると、フォローアップが形骸化する恐れがある。「機械的に一律実施」「送信するだけで回答がないのを放置」といったことのないよう、利用にあたっては特に留意すること。

5-4. フォローアップ方法の選定

患者にはフォローアップのために連絡を取ることを事前にしっかり説明し、連絡手段・連絡時間について患者が理解したかについても確認しておく。昨今は、知らない番号には出ないと決めている高齢者や仕事中は電話に出られない人など電話が使えない場合もあるので、事前に連絡する日時を決めておくことや電話以外の手段（メール、SNS、アプリのメッセージ）の使用も検討する。薬局によってはフォローアップの内容を一括管理ができる ICT システムの導入もあり、ICT を使用した連絡の方が便利な場合もあるが、手段は患者が都合がよく、フォローアップの効果が最も良いものを選ぶようにする。しかし、システムサービスからの自動送信や一方的に送信するのではなく、患者の返答をしっかりと確認でき、どのような返答だったかを分析し、記録することも必要である。

また、電話では聞き取りが不十分な場合、認知機能の低下が疑われる場合、残薬を確認したい場合、手技を確認したい場合など、実際に居宅を訪問することで状況を確認することができ、その後の在宅訪問に繋がる事例もあるので、特に電話だけでは不安が残る場合は居宅訪問も視野に入れて検討すること。

フォローアップは、患者と薬剤師との相互関係で作り上げていくこと、そのため薬剤師からの一方的な聞き取りのためにあるのではなく、フォローアップを治療に活かすために、患者からも積極的に対話し質問したり効果を実感したことを話してもらうなど働きかける姿勢を求めたいことも患者に説明しておく。そのためにも、フォローアップの際は、患者も手元に事前に配布した説明書や患者用説明資料等を見ながら受けてもらうように準備しておくことも重要である。

④ フォローアップ方法の選定

添付資料5

【方法】

- ・電話
- ・来局時
- ・患者宅への訪問
- ・FAX
- ・メール
- ・SNS
- ・システムサービスからの送信
- ・その他

患者にフォローアップのために連絡を取ることを事前にしっかりと説明し、連絡手段・連絡時間について患者が理解したか確認しておく。

【手段は患者が選択する】

※患者側にも、フォローアップ時には、ただ薬剤師から質問されたことに対して返答するだけでなく、フォローアップの機会を有効に治療に活用できるように、積極的に対話し、質問する姿勢、能動的な姿勢を求めたいことも説明する。

※フォローアップは、患者と薬剤師等との相互関係で作り上げていくことを説明する

患者からの反応をしっかりと確認とれる方法であること

特にシステムサービスからの自動送信のなどの場合、一方的に送信しているだけで、患者の反応を確認しないのは避けること

患者からどのような返答があったのかも記録に残す必要がある

フォローアップの際には、事前に配布した情報の紙などを手元において受けてもらう

(4)患者等への確認事項

必要に応じて患者等に確認する事項は、薬機法施行規則第15条の14の2第2項に規定されているが、特に意識すべきと考えられるのは、前回の薬学的知見に基づく介入後の結果と、前回から今回の間の状況の変化である。必要に応じて薬剤師が取捨選択するものであるが、具体的には下記のようなものが挙げられる。

【患者等への確認事項の例】

- 薬剤等の使用状況（残薬の状況を含む）
- 使用中の薬剤の効果
- 薬剤使用中の体調の変化
- 患者基本情報の変化
- 併用薬や食品・嗜好品との相互作用による影響
- 生活機能への影響
- 生活の特性の変化
- 使用中の薬剤に対する意識（先入観、不安感等） 等

確認は単に「調子は如何ですか？」といったものではなく、的確かつ曖昧さのない形で行うこと。

なお、患者等から得た情報によっては、これら以外も当然ながら確認が必要となる。

5-5. フォローアップ準備、実施内容

患者等への確認事項において、特に薬剤等の使用状況に関しては、「服用できているか」のような、はい、いいえの閉じた質問ではなく、「服用しづらくないか」、「服用において不便なことはないか」等患者から服用に関して些細なことでも話してもらえよう会話作りを心掛ける。

また、手引きのp16にある確認事項に加えて、フォローアップ開始前に設定した各患者特有の問題点に合わせて、どのような情報を得る必要があるのか事前に整理して要領を得た確認内容とする。質問事項を漫然と機械的に確認するだけでは一方的な聞き取りとなり、患者の返答も「何もないです」の一言になってしまうが、状況に応じて開かれた質問をすることで患者も伝えたかったことが言え、フォローアップの連絡があってよかった、安心したと思ってもらえよう機会となるよう努める。

患者の手元に事前に配布した説明書や資料等をおいてそれを見ながら受けてもらうように説明してあるので、実施する際は薬剤師も手元に同様の資料、くすりのしおりや重篤副作用疾患別対応マニュアル等書籍等をおいて実施する。

⑤フォローアップ実施

添付資料6

フォローアップ手引きより

【患者等への確認事項の例】

- ・ 薬剤等の使用状況（残薬の状況を含む）
- ・ 使用中の薬剤の効果
- ・ 薬剤使用中の体調の変化
- ・ 患者基本情報の変化
- ・ 併用薬や食品・嗜好品との相互作用による影響
- ・ 生活機能への影響
- ・ 生活の特性の変化
- ・ 使用中の薬剤に対する意識（先入観、不安感等）等

研究班の結果より

確認事項
薬剤等の服薬状況(残薬の状況、服用しづらくないか、服用において不便なことはないか等)
副作用発現の有無
使用中の薬剤の効果
薬剤使用中の体調の変化
患者基本情報の変化
併用薬や食品・嗜好品との相互作用による影響
生活機能への影響
生活の特性の変化
使用中の薬剤に対する認識(先入観、不安感等)
その他()

薬剤師が手元において準備しておく資料例)

- ・ くすりのしおり
- ・ 重篤副作用疾患別対応マニュアル
- ・ 体調チェック・フローチャート解説と活用第2版

ただ漫然と聞き取りをして確認事項をチェックするだけでなく、上記の資料を基に、この患者に何をポイントに対話をするのか、何の情報を得る必要があるかを明確にしておくこと

疾患別にどのようなことを確認すべきかポイントを押さえる

(5)分析と評価

患者等から得た情報（患者インタビュー等）は、薬学的知見に基づき慎重に分析・評価し、患者の現在の状況を的確に把握する。

特段の注意を要しないと思われる情報でも、他の情報と照らし合わせて総合的に分析・評価することで、有害事象（あるいはその予兆）や薬学的介入を要する事項が明らかになる場合があるので注意する。また、薬物療法の観点からは、使用中の薬剤で問題が発生していないことも重要な評価となる。

5-6. フォローアップ後評価

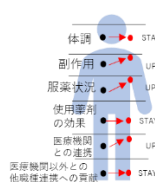
フォローアップ後の患者評価を実施することは当然であるが、フォローアップ前から一連の流れに着目して評価することも検討する。各項目の評価を経時的に追うことができれば、現在の患者状態だけでなく、スタートからの変化、今後の改善点等の課題もみえてくる。患者に説明する際にも、フォローアップした前後でどのように変化したのかを説明するときの資料としても活用でき、患者側もフォローアップをしてもらうことで、どの点が改善されたのか又は変化がない（体調が悪くなっていない）ことが確認されていること等がわかると、フォローアップの意義を実感し、その後もフォローアップにも協力的になる効果が期待できる。

また、添付資料7の評価項目だけでなく、フォローアップ前に設定した問題点は解決したかの評価も行う。患者をめぐる状況・心情の変化、服薬期間の伸長に応じ、問題点が変化したり、新たなものが発生したりするので、その都度問題点も更新して、新たなフォローアップに繋げていく。

⑥フォローアップ後評価

添付資料 7

フォローアップ後評価



処方変更の有無	フォローアップ後		
	有()	無	
検査値	改善	変化なし	悪化
体調	改善	変化なし	悪化
副作用	改善	変化なし	悪化
服薬状況	改善	変化なし	悪化
使用薬剤の効果	改善	変化なし	悪化
患者基本情報の変化	変化あり() 変化なし		
併用薬や食品・嗜好品との相互作用による影響	変化あり() 変化なし		
生活特性・機能への影響	変化あり() 変化なし		
使用医薬品に対する認識(先入観、不安感等)	改善	変化なし	悪化()
医療機関との連携	有() 無		
医療機関以外との他職種連携への貢献	有() 無		

患者に報告レポートを提出するような気持ちで、評価・考察を行う。

フォローアップ前後でどう変化したか評価する

②で設定した問題ポイントだけでなく、患者の全体像を把握して、評価するように（総合的にも患者状態を評価するため）

【考察ポイント】

- ②で設定したProblemは解決したか
- Goal に到達したか
- 副作用の疑いがある場合は、添付文書、インタビューフォーム、学術論文の記載を探すだけでなく、該当薬剤以外が原因の可能性（治療中の疾患、新たな疾患の可能性、食事、運動、睡眠、ADLの影響など）を臨床推論等を取り入れ、多角的に考察する。
（参考文献：『体調チェック・フローチャート解説と活用第2版 日本薬剤師会編集 じほう』3ステップで推論する 副作用のみかた・考え方』じほう
 埼玉県薬剤師会ポリファーマシー対策事業 体調チェック表（事前）

(6)結果と対応

(5)分析と評価で得られた結果を、今後の継続的な薬学的管理に反映することが最も重要となる。

薬学的介入が必要と考えられる場合には、問題解決のために患者等に対して必要な情報提供又は薬学的管理指導を行う。情報提供又は薬学的管理指導にあたり、患者がお薬手帳を所持している場合は必要に応じてそれを活用するとともに、実施した薬剤師の氏名を患者等に伝える（薬機法施行規則第15条の14の2第3項）。

また、副作用の発生が疑われる等、薬物療法の継続に支障が生じる（あるいは生じた）場合は、速やかに処方医等に情報提供を行い、連携して対応する。処方提案や残薬調整についても、緊急性等を勘案しながら電話、服薬情報提供文書等を用いて処方医等に連絡する。なお、情報提供や処方提案等にあたっては、患者から得た情報、薬学的知見に基づき分析・評価した結果を、簡潔・的確に伝えること。これら以外の場合においても、必要に応じ、医師等に文書や電話等により薬剤の使用状況等に関する情報提供を行う。特に、情報提供や処方提案にあたっては薬剤師からの一方的なものとならないよう、医師と十分な意思疎通を図り、医師が必要とする情報や内容を踏まえた上で実施するよう常に意識する。

5-7. フォローアップ後の対応（薬剤師のアクション）

フォローアップを実施した際は、調剤録に記録して終わりではない。分析や評価を実施した後には、どうアクションを取ったかも重要となる。例としては

- ① 処方医への処方提案
- ② 処方医や医療機関の薬剤師にトレーシングレポート等による情報提供（在宅医療への参画、外来化学療法実施病院との情報共有等）
- ③ 受診勧奨
- ④ 他職種との連携（病院薬剤師、ケアマネジャー、訪問看護師、行政等との連携）
- ⑤ 医薬品・医療機器等安全性報告制度による副作用報告
- ⑥ 患者へのフィードバック（副作用チェックシート配布、 Medikationレビュー、フォローアップ前後比較説明等）

等が考えられる。

①の処方提案では、糖尿病治療薬・インスリンによる低血糖の発現、スタチン系による横紋筋融解症症状、利尿薬による低カリウム血症など、実際に副作用が発現し、その情報提供と用量変更や中止・処方変更を提案するものやがん化学療法の支持療法の提案、薬剤効果不十分による処方提案やポリファーマシー改善などがある。

副作用発現、薬剤相互作用、薬剤重複による処方提案以外にも、実際に服用してみて、服用時点がライフスタイルに合っていないで服用できていなかったり、薬剤数が増えすぎて管理ができず一包化を希望されたり、カプセルが大きすぎて嚥下できず服用困難であったり、エアゾール吸入がうまくできていなく症状が増悪していたり、漫然と継続されていた NSAIDs 投与等の多くの問題が想定され、患者一人一人の問題と向き合い、それを解決するための処方提案も必要である。

②の医療機関に対する情報提供について、第十四改訂調剤指針増補版における医療機関への情報のフィードバックでは、医薬分業においては、処方された薬剤に対する患者の反応、服薬遵守などのモニタリングは、薬局の役割に負うところが大きい。患者との対話から得た薬剤に対する反応（薬剤の効果に対する患者の印象、副作用に対する懸念など）や服薬遵守などに関する情報を、処方箋を発行した医療機関に提供することは、薬局の重要な業務である、とされている。提供する情報の内容は副作用、残薬の状況、患者のアドヒアランス、体調の変化、患者の薬剤に対する心情、地域包括ケアに関わる多職種からの情報等多岐にわたり、入手した患者情報を共有し、医療機関との連携を強化することが求められている。

副作用に関して情報提供する際には、実際の測定値（血圧、血糖値）や有害事象共通用語基準（CTCAE :Common Terminology Criteria for Adverse Events）を活用し、Grade 評価で示すと医療機関側もアセスメントしやすく、また副作用の改善度を評価する際にも指標となる。

③の受診勧奨では、例えば薬剤師が受診勧奨したことにより低カリウム血症で入院につながった事例や、患者の調子が悪く家族やヘルパーが受診させようとしたが本人が大丈夫だ

と言い受診が取りやめになったが、薬剤師が居宅訪問して受診の必要ありと判断し、ケアマネジャーと介護事業所にその旨を連絡し受診した結果、心不全の悪化で入院した事例や、疾患の症状や薬剤の副作用の症状には該当しなかったが、患者が訴える別の症状に着目し、受診勧奨したことで尿管結石や熱中症であることが判明した事例、尿漏れに悩んでいたが年齢的に仕方ないとあきらめて水分制限をし、便秘になった患者に他の疾患の可能性を感じ受診勧奨したことで腹圧性尿失禁であることが判明し、治療することで尿漏れも便秘も改善につながった事例など様々ある。早期の受診勧奨は副作用等の重篤化の回避や、不安に思っても行動に移せないでいる患者の後押しにもなるので、薬学的知見により判断し、必要と認める場合には受診勧奨する。

④の他職種では独居で糖尿病患者の急激な視力低下や認知機能低下のおそれから居宅訪問し、市担当や包括にも連携し、他職種で見守ることになった事例、外来化学療法実施で食欲低下、体重減少が大きい患者に管理栄養士と連携して食事提案し化学療法を完遂できた事例、慢性心不全で救急搬送頻回の患者に対し病院の薬剤部より服薬管理依頼を受け、訪問を継続したことから家族の協力も得られ、救急搬送もなくなり、慢性心不全支援用の施設間服薬状況提供が開始した事例、受診・来局頻度過多で不自然な言動より認知症を疑い、市の老人福祉課に相談し、ケアマネジャーを中心に介護連携チームが立ち上がり、居宅療養管理指導が開始し、アドヒアランス向上につながった事例の他に訪問看護師やケアマネジャー、ヘルパーと連携している事例など様々ある。在宅医療においても訪問管理指導だけでなく、地域医療におけるチーム医療への参画も期待されているので、薬局での気付きや疑問を発端にして、多職種やご家族、地域での連携につなげ総合的に患者の医療体制の構築の手助けとなる働きも必要である。

⑤の副作用報告では、①～④の中で医薬品による影響で初めて発見された副作用や入院レベルのものについて報告することが望まれる。(参考；「医薬関係者からの医薬品の副作用及び感染症報告について」厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課 令和3年12月6日)

⑥患者へのフィードバックでは、今までの情報連携のアクションは薬局と医療機関間、薬剤師と他職種間という患者から離れたところでのアクションが多かったが、本来フォローアップは患者のために実施されており、患者にこそフォローアップ実施において、どのような課題があり、何を目標設定して、どこに着目しフォローアップが実施され、どう改善されたか、アクションにより治療の向上に寄与できたかなど報告されるべきである。この患者へのフィードバックを行うことにより、患者は自分の様々な面を薬剤師がモニタリングし、フォローしてアクションしてくれたのか理解するところとなり、薬剤師への信頼、相互の関係向上により、治療効果の向上が期待される。

更なるアクションとして、良いフォローアップ事例については公共的な機関などに報告する体制を構築したり、患者へのフィードバックも Medikation Review を取り入れたり、アカデミアと協力してフォローアップ効果の分析などに繋げていくことも期待される。

⑦対応（薬剤師のアクション）

添付資料 8

- ☆誰に（医師、患者、薬剤師、他職種など）
- ☆何を（トレーシングレポートなど）
- ☆どのようにactionしたか

・調剤録をつけるだけで終わらない
薬剤師がフォローアップの評価を受けてどう行動したかが肝心

【⑧アドバンスaction】

- ⑦だけでなく、さらなるactionとして
- ・ Medikation (薬剤) レビュー
- ・ アカデミアと協力してフォローアップ効果の分析（地域医療費減少など）などに繋がっていく

- 例) 医療機関にトレーシングレポートを提出した
 トレーシングレポートを出さないまでも、医療機関に情報提供（電話など）した
 受診勧奨した
 医療提供施設と連携に更なる推進が得られた（薬機法第1条の5第2項）
 『医薬品・医療機器等安全性報告制度』により副作用等を報告した（薬機法第68条の10）
 患者へのフィードバック等
（何かしらの資料、情報を渡して）
患者にフォローアップ前後の評価やフォローアップの考察を説明し、患者の意見、返答はどうだったかを記載する。
- ➔
- 処方変更があった
 副作用チェックシート作成して渡した 等

良いactionが得られた事例については公共的な機関などに報告する体制を構築

【だれのためのフォローアップか、点数をつけるためではない。患者にフィードバックされる体制の構築が必要】

今回の研究の事例では、医療機関や医療関係者にフィードバックされることはあっても、患者自身に薬剤レビューとしてフィードバックしたという報告はみられなかった（記載箇所がなかっただけかもしれない）
 今後のフォローアップでは、患者自身にもフォローアップしていること、その前後でどう変化したか（⑥の結果などを踏まえて）を患者に説明するフィードバック（action）があればいいのではないかと。

(7)記録

薬剤師法第28条第1項により、薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。患者フォローアップに関する記録はもとより、患者に確認した事項、薬剤師が分析・評価した結果と対応（患者への情報提供・指導）等については、調剤録に記載する（薬剤師法第28条第2項）。調剤録は薬剤師が処方箋に基づいて調剤を行った根拠となる記録であり、調剤がいかなる方法によって行われたかを示す薬剤師にとって最も基本的な業務記録である。今改正では、調剤録への記載事項に情報提供並びに指導の内容等が明記された。

参考：薬剤師法施行規則第 16 条（調剤録の記入事項）

法第二十八条第二項の規定により調剤録に記入しなければならない事項は、次のとおりとする。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなった場合は、第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項のみ記入することで足りる。

- 一 患者の氏名及び年令
- 二 薬名および分量
- 三 調剤並びに情報の提供及び指導を行つた年月日
- 四 調剤量
- 五 調剤並びに情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名
- 六 情報の提供及び指導の内容の要点
- 七 処方せんの発行年月日
- 八 処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の氏名
- 九 前号の者の住所又は勤務する病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地
- 十 前条第二号及び第三号に掲げる事項

なお、令和 2 年 8 月 31 日薬生総発 0831 第 6 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知にて、薬剤師法第 28 条第 2 項の調剤録及び薬機法第 9 条の 3 第 6 項の記録については、調剤済み処方箋又は患者の服薬状況や指導内容等を記録したもの（薬剤服用歴等）において、必要事項が記載されていれば当該規定を満たすものとされている。

記載にあたっては、的確かつ経時的に整然と記録することは必須である。SOAP 形式でまとめた内容を記載することも考えられるが、SOAP 形式だと記載内容が全体として長くなったり、SOAP にこだわるあまり、記録に残しておくべき要点がかえってわかりにくくなったりすることがあるので、必ずしも SOAP 形式にこだわることなく、記録しておくべき要点が何かを意識すること。また、1 人の患者には 1 人のかかりつけ薬剤師が一貫して対応することが理想であるものの、複数の薬剤師が携わる場合があることや医師等への情報提供も考慮して「簡潔に要点を記録する」「記録する内容にメリハリをつけて重要な事項を浮き彫りにする」という工夫をした記録にすべきである。

5-9. フォローアップによって見込まれる効果

フォローアップを実施した要因として考えられるものを以下の9つに分類した。

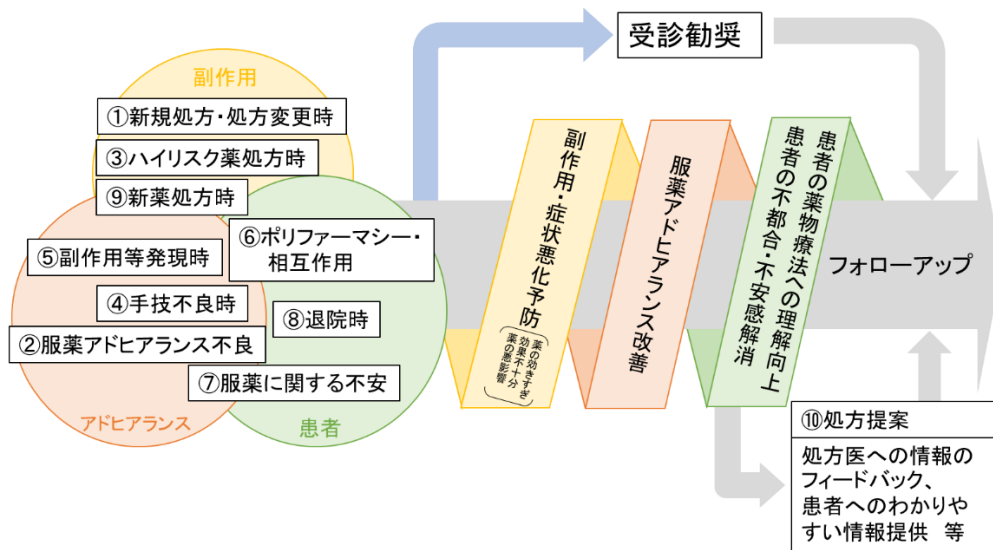
- ① 新規処方・処方変更時
- ② 服薬アドヒアランス不良
- ③ ハイリスク薬処方時（副作用の問題や患者に不安があるケース等）
- ④ 手技不良時（自己注射や吸入器等）
- ⑤ 副作用等発現時（自覚症状を含む）
- ⑥ ポリファーマシー・相互作用の可能性
- ⑦ 服薬に関する不安
- ⑧ 退院時
- ⑨ 新薬（承認又は効能追加された5年以内のもの）処方時

ただし、これらの実施理由は一患者一要因ではなく、大多数の患者が複数の要因を抱えているケースも多い。患者ごとに全ての問題点を抽出し、薬学的観点や薬剤服用期間に応じてフォローアップする事柄に優先順位をつけ実施する。また、フォローアップの効果があってもなくても、新たな要因や問題が発生するものであることから、フォローアップは長期的な視点で取り組むべきである。また今回の研究では、フォローアップを実施した要因として「⑦服薬に関する不安」からというものが多数あった。特に新規薬剤が処方された際に患者は副作用や薬の必要性、服用数が増えることに関して漠然とした不安はあるものの、受診時や薬局での投薬時にはなかなか言えず、実際に服用を開始してから副作用と思われる症状が出たり、患者のライフスタイルから指示された用法での服薬が困難であったり、薬の必要性を理解していなかったために、自己判断による調整をしたり服薬中止している場合もあり、薬剤師がフォローアップでの電話等で服薬状況を確認したときに「実は服用を中断している」との情報を得た事例が複数あった。薬剤師が患者の抱える不安、問題点に対し傾聴、繰り返し丁寧な説明、指導を行うことで患者の不安や不都合が解消され、アドヒアランスが向上し、患者自身がしっかり治療に取り組めるようになった事例も多数みられた。

フォローアップ後の薬剤師の対応である処方提案、処方医への情報のフィードバック、受診勧奨等によって、フォローアップには以下の効果が見込まれる。

- ① 副作用・症状悪化予防（薬の効きすぎ・効果不十分・薬の悪影響）
- ② 服薬アドヒアランス改善
- ③ 患者の不都合・不安感解消・患者の薬物療法への理解向上

フォローアップによって見込まれる効果

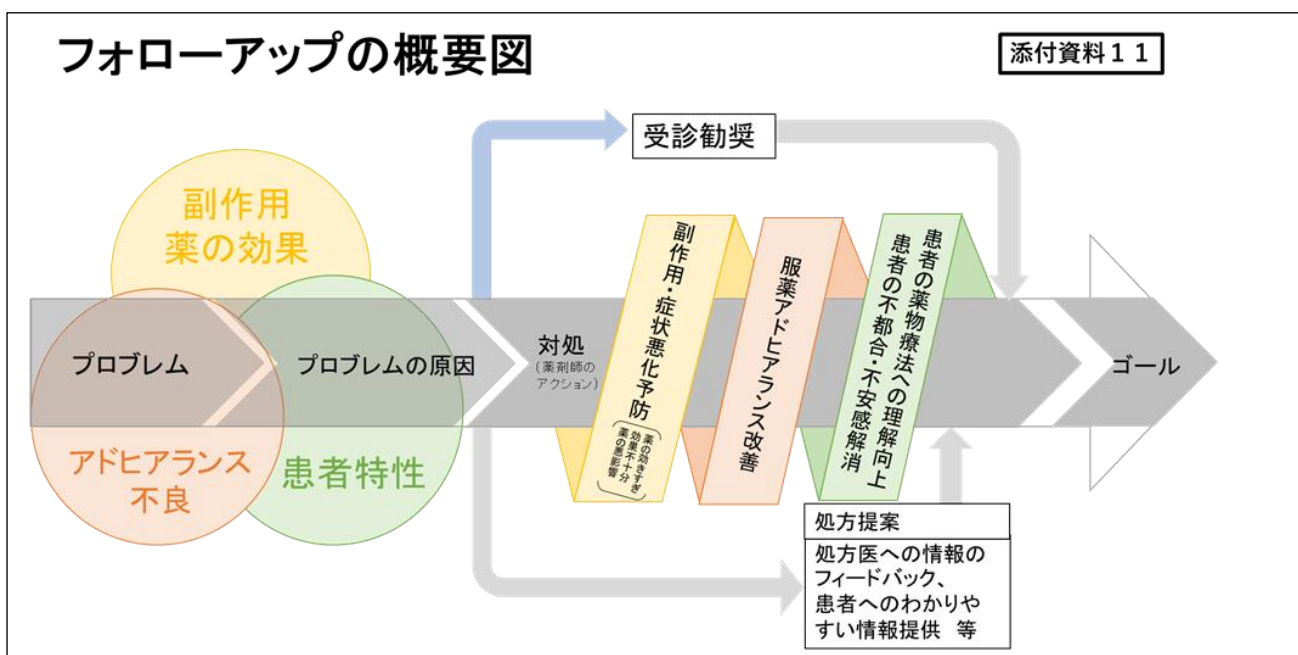


5-10. フォローアップの概要図

以上を踏まえ、フォローアップの概要図を作成した。まず

- ① 副作用、薬の効果
- ② アドヒアランス不良
- ③ 患者特性

等に起因する問題を設定し、その原因を分析する。それに対応したゴールを設定し、そのためにどのようにフォローアップを実施するのか具体的な方法を検討し、計画的に実施する。実施後は薬剤師のアクションとして処方提案、処方医や他職種への情報のフィードバック、受診勧奨、患者への分かりやすい情報提供、メディケーションレビューなど対処する。



5-11. フォローアップ例(プロブレム・プロブレムの原因の特定・対応 (薬剤師のアクション)・ゴール)

フォローアップ例を示す。フォローアップの流れは主に4つのポイントに分けた。

- ① 患者の薬物療法に関係するプロブレム発見及び把握
- ② ①のプロブレムがどうして起こったのかの原因の検討(可能性も含め)
- ③ それに対する対応(薬剤師のアクション)
- ④ フォローアップのゴール(目標)の設定

治療時期によってプロブレムも変わってくるので、以下の2つの時間軸に分けてプロブレム例をあげた。

- ① 来局早期
- ② 継続中長期

来局早期での、薬識や病識の欠如、飲み忘れ時の対応、副作用の初期症状、注意すべき患者背景など比較的治療開始早期にみられるプロブレムを、継続中長期での、長期服用による飲み忘れ、認知機能低下や身体機能低下によるアドヒアランス低下、ライフスタイル変化による用法不遵守、処方追加によるポリファーマシー問題など比較的治療中長期にみられるプロブレムを、例としてあげた。

プロブレムは以下の3つに大別した。

- ① アドヒアランス不良となる可能性がある又は不良である
- ② 副作用出現又は薬の効果等に問題がでる可能性がある又は問題がある。
- ③ 患者の特性で注意する点がある。

さらに疾病によっては、疾病・薬剤特有のプロブレムやモニタリングすべき副作用等があるため、全疾患共通に加え、主に医療法で定められた五疾病を基に

- (1) 心不全
- (2) 心筋梗塞
- (3) 脳卒中
- (4) うつ病
- (5) 統合失調症
- (6) 睡眠障害
- (7) 糖尿病
- (8) がん悪心嘔吐
- (9) がん性疼痛
- (10) 認知症

について、それぞれのフォローアップ例を作成した。なお、このフォローアップ例は参考事例の一部にすぎず、今後フォローアップ事例の集積により、さらにバージョンアップが進むことが期待される。

五疾病 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)

第三十条の二十八 法第三十条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める疾病は、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患とする。

全疾患共通フォローアップ（前評価・実施・評価） プロブレム・対処・ゴール例
来局早期

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランス不良となる可能性がある	薬の服用方法(用法・用量等)・使用方法の理解が不十分でアドヒアランスが低下するおそれがある	薬の服用方法や使用方法について説明だけで終わらず、患者が正しく理解しているか理解度を確認する。認知機能低下等により理解度に不安がある場合は、家族やサポートしてくれる人に説明を行い協力が得られる体制を構築する。	服用方法・使用方法を正しく守り、アドヒアランスが保たれている
	新規処方又は薬が変更されたこと・理由・薬の用法用量を理解していないため、正しく服用されないおそれがある	新規処方または薬剤変更されたことを患者に認識してもらう。理由については医師の処方意図に沿うように説明し、不明な場合は疑義照会する。服用方法が今までと大きく変わる場合は、アドヒアランスが低下するおそれがあるため、数日後に電話等で、正しい用法用量で服用できているか確認する。	正しい服用方法が守られている
	服用の必要性の理解が不十分である・自分自身の病気や治療に関心がなくアドヒアランスが低下となるおそれがある	服用の必要性を繰り返し説明する。薬の効果のほかに治療のゴールや十分な治療を受けなかった場合の病気の進行や合併症等についても説明し、服薬の重要性を十分理解してもらう。残薬を確認する等してアドヒアランス評価を行う。	治療・服薬の必要性を理解し、治療に前向きに取り組んでいる
副作用出現又は薬の効果等に問題がでる可能性がある	飲み忘れた時の対応を理解していないため、自己判断で服用し、作用増強または減弱となるおそれがある	一般的には飲み忘れたときは、思い出した時にすぐ服用し次の服用時間が近いときは忘れた分は服用しない(2回分を一度に服用しない)が、薬剤によっては、飲み忘れた場合の対応が細かく指示されているものもあるため、患者が薬剤ごとの対応を理解しているか確認する。細かい対応が必要な場合は、薬剤情報提供書や、お薬手帳に記入する。	薬剤ごとの飲み忘れた時の対応を理解し、実行できている。
	副作用とその初期症状、その時の対処法について理解していない	薬剤による副作用が発現するおそれがある場合は、患者に副作用とその初期症状、好発時期、発現したときの対処方法等について丁寧に説明し、理解を得る。特に重篤な副作用や注意が必要な副作用は、副作用チェックシートを配布するなどし、実際に発現した場合は、薬局に相談してもらうのか、直ちに医療機関を受診するのかな等の対応も指導する。	副作用の早期発見、重篤化回避
	薬剤と相互作用を起こす医療用医薬品や OTC、サプリメント、嗜好品及び食品を摂取しており作用増強または減弱のおそれがある	薬剤によっては相互作用を起こす医療用医薬品や OTC、サプリメント、嗜好品及び食品があるので、摂取したら薬の効き目がどうなるかを丁寧に説明し、摂取しないよう理解を得る。すでに継続して摂取していたものを急にやめる場合は、薬剤の効き目に影響が出る可能性もあるので、医師にトレーシングレポート等で情報提供する。相互作用については口頭では忘れやすいので、薬局で相互作用のチラシ等を作成し、チラシを見せながら説明し、配布する等の工夫をする。	患者に相互作用の意識を持ってもらい、該当するものについては摂取を控えている。それにより相互作用による薬の作用への影響を回避している。
	薬の効果が弱い又は効果が実感できていない	自覚症状がないため薬の効果が実感できなくても、薬を使用することで症状が抑えられている状態であることを説明する。効果の指標となる検査値があれば、目標値などを踏まえて説明する。もし薬学的知見より効果が弱く増量が必要な場合は処方変更の提案をする。	薬の効果を実感できている
患者の特性で注意する点がある	注意すべき患者背景や合併症がある	患者の特性(腎機能、肝機能、高齢者、妊婦、授乳婦、特定のリスク因子など)を評価し、必要であれば代替薬や増減量を提案する。	患者の特性による副作用発現、薬の作用の増減、アドヒアランス低下の回避

継続中長期

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランスが不良である	同効薬が数種類あり、それぞれの（作用機序等）違いを理解していないと、薬の服用に負担を感じたときに自己判断で中止してしまうおそれがある	疾患によっては同効薬が数種類に及ぶものもあり、多数の薬の服用に負担を感じている患者によっては、同じ効き目の薬を数種類も服用しておりその必要性に疑問を感じ、自己判断で中止してしまうおそれがある。そのようなおそれがある場合は、薬ごとの作用機序の違いや、同効薬が数種類出ていても服用する必要性を丁寧に説明し、理解を得る。薬剤情報提供書も、簡単な作用だけでなく、薬剤ごとに薬効の違いを明確にするなどの工夫をする。	同効薬が数種類あっても、各薬剤の必要性を理解して、自己判断で調節することなく正しく服用することができる。
	飲み忘れがみられる	飲み忘れてしまう原因を明らかにする。意図的である場合には治療の必要性の認識の欠如の他に、経済的理由や、薬に対する不安を抱えているケース等があるので、その理由を明らかにして対処し、自己判断で薬を飲む飲まないを決めないよう指導する。意図的でない場合には、お薬カレンダーにセットしたり、一包化したり、服用タイミングが複雑な場合は可能なら服薬タイミングをまとめたり、配合剤へ変更する方法や、服用頻度が低い薬への切替（毎日服用から週1回服用）、経口薬から注射（骨粗鬆症の薬など）へ変更など提案し、必要であれば処方変更提案をする。単に飲み忘れてしまうことが多い場合は時計のアラームを設定したり、服用をお知らせしてくれるアプリの利用を提案する。	飲み忘れる理由を明らかにし、対策をたてることで飲み忘れ防止
	薬の管理が不十分である又は薬の管理をサポートしてくれる人がいない	一包化やお薬カレンダーの使用を提案する。それでも認知機能低下や身体機能低下等により薬の管理が不十分である場合は、家族やサポートしてくれる人に管理を依頼する。周りにサポートしてくれる人がいない場合は、在宅訪問薬剤管理指導の導入を検討する。	患者自身で管理できなくても、周りのサポートで管理できる環境の構築
	認知機能低下や身体機能低下がみられアドヒアランス低下のおそれがある	麻痺や身体機能低下による服用困難な場合は、可能な行動の評価を行い、PTP シートから取り出しづらい場合は一包化にしたり、点眼薬やインスリンなど補助器具があるものはそれらの使用を提案する。嚥下障害などで服薬が困難な場合は、あれば口腔内崩壊錠や散剤への処方変更を提案する。錠剤粉砕や脱カプセルなど患者が無理なく服用できる剤形へ変更を提案する。認知機能低下等によりアドヒアランス低下のおそれがある場合は家族やサポートしてくれる人に管理を依頼する。	機能低下によるアドヒアランス低下の防止
副作用出現又は薬の効果等に問題がある	目標検査値を理解していない又は適正検査値範囲内におさまっていない	患者が医療機関で検査を受けている場合は、可能な限り検査値を聴取する。また患者ごとの目標検査値を明確にし、適正検査値範囲内におさまっているか確認する。おさまっていない場合はアドヒアランスの確認をする。	目標検査値の把握、適正検査値範囲内におさまっている
患者の特性で注意する点がある	薬に対して不安・心配事があるまたは負担を感じている	薬に対してどのような不安・心配事・負担を感じているのか、よく傾聴する。治療の段階によって心情も変化するので、適宜、患者の心情把握に努める。薬学的知見より解消できるものは丁寧な説明をし、不安等を取り除く又は軽減に努める。	患者の不安等の軽減、解消
	薬の処方された用法がライフスタイルに合っていない（昼は飲めない等）	合剤への切替、同効薬 2～3 剤を力価の強い 1 剤にまとめる、1 日 3 回服用から 2 回あるいは 1 回への切替、徐放性製剤への変更、食前、食直後、食後 30 分など服薬方法の混在をさける等の処方変更提案をする。	処方薬の服用がライフスタイルに無理なく服用できている
	患者に関連する生活習慣（食事、運動、睡眠、ADL の影響）が不良であり、治療に影響がでるおそれがある	薬の効果やアドヒアランスは生活習慣の影響を受けることがあるので、適宜、患者の生活習慣（食事、運動、睡眠、ADL）の評価をし、治療に影響を及ぼしていないか確認する。	生活習慣を改善し、治療への影響を回避する
	薬代が経済的に負担になっている	ジェネリック医薬品への変更提案。利用可能な公的な制度（高額療養費制度、無料低額診療制度等）があれば紹介する。	経済的理由で治療が継続
	服薬数が 6 種類以上あり、患者が服薬数が多いのを負担に感じて、減らしたいと思っている	可能であれば服薬数が少なくなるよう配合剤の提案や、服用タイミングが複雑な場合は服薬タイミングをまとめたり、服用頻度が低い薬への切替（毎日服用から週1回服用）、経口薬から注射（骨粗鬆症の薬など）へ変更など服薬数を減らす提案する。漫然投与等で服用の必要性に疑問がある場合は、疑義照会する。	ポリファーマシーに対して可能な限り対応し、患者のアドヒアランス低下を防止する

心不全フォローアップ（前評価・実施・評価） プロブレム・対処・ゴール例

来局早期

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランス不良となる可能性がある	服薬を妨げる因子（飲みにくい、服薬の必要性を感じていない等）があり、アドヒアランス不良になる可能性がある	服薬を妨げる因子の改善を行う。（飲みにくい場合は剤形変更、服薬の必要性の説明等）	アドヒアランス向上
	処方された薬が自分には必要ないと思って服用をやめてしまう可能性がある	特に SGLT2 阻害薬はや薬剤情報提供文書や市販されている書籍などに糖尿病薬として説明されていることが多く、そのため自分は血糖値が高くないと自己判断で中止する例もあり注意を要する。慢性心不全にも適応があること、SGLT2 阻害薬の作用機序を正しく説明し、患者にとって必要である薬ということを理解してもらう。薬剤情報提供書の説明文にも注意し、必要であれば書き換える。	薬の必要性を理解し、アドヒアランス良好が保たれている
患者の特性で注意する点がある	腎機能低下がある	ジギタリス製剤は腎排泄性薬剤なので、腎機能低下者、高齢者など生理的要因に合わせた用量・用法になっていることを確認する。	患者の腎機能に応じた用量・用法になっている

継続中長期

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランスが不良である	症状が安定しているからと自分で薬を減らしたり調子が悪くなったときに多く服用したり自己調節している	正しい継続服用によって症状が安定していることや効果が出ていることを理解してもらい、自己判断で調整しないよう説明する。また心不全の治療目標は、発症や症状の増悪、QOL 低下を予防し、生命予後の改善を得ることや早期再入院を防ぐことであることを説明し、服薬の必要性を理解してもらうよう努める	服薬の必要性を理解し、アドヒアランス良好
副作用出現又は薬の効果等に問題がある	めまい・ふらつきがみられる	降圧薬の降圧作用により特に投与初期や増量時に、めまい・ふらつきが現れることがあるため、注意するよう指導する。また、自動車の運転など危険を伴う機械の操作はしないよう注意する。あまりにもひどい場合は受診する。	めまい・ふらつきがなく継続して服用できている
	自己調節をしたりや飲み忘れた時の対応が誤っており、そのため有害事象が出ている	β遮断薬は用量が多くなりすぎると徐脈や心不全の悪化をもたらすことがあるので、飲み忘れた時に1回量を多くして服用したり、用法用量を勝手に変更しないことを説明し、理解してもらう	自己調節することなく、また、飲み忘れた時は飲み忘れた分は飲まないで1回分を飛ばし、次に飲む時間に1回分を飲む。2回分を一度に服用しないことを守れている
	薬物相互作用があり、作用増強がみられる	ジゴキシンの作用を増強する薬(解熱・鎮痛・消炎剤、不整脈用薬、β 遮断薬等)、β 遮断薬の作用を増強する薬(Ca 拮抗薬等)などの併用注意な薬の併用があれば注意し、必要であれば相互作用のない代替薬の提案や血中濃度特定の依頼をする。	薬物相互作用を回避することで、薬の作用増強はみられない
	薬物相互作用があり、作用減弱がみられる	ジゴキシンの作用を減弱する薬(カルバマゼピン、コレステラミン等)などの併用注意な薬の併用があれば注意し、必要であれば相互作用のない代替薬を提案する。	相互作用を回避することで、薬の効果を十分に得ている
	飲食物との相互作用により作用減弱がみられる	ジギタリス製剤はセント・ジョーンズ・ワート含有食品を摂取することにより、作用が減弱することを説明し、納得してもらい、摂取を控えるよう指導する。飲食物にも相互作用があることを理解してもらう。	セント・ジョーンズ・ワート含有食品とジギタリス製剤の相互作用を理解し、摂取を控えている。
	ジギタリス中毒症状がでている又はその疑いがある(低カリウム血症や脱水などジギタリス中毒を起こしやすい疾患を併発している)	ジギタリス中毒の初期症状(消化器症状、視力の異常、精神神経症状)を説明し、それらの症状が出た場合にはすぐに医師・薬剤師に相談するよう説明し、理解してもらう。(低カリウム血症や脱水などジギタリス中毒を起こしやすい疾患を併発している場合、特に注意する。必要に応じてトレーシングレポートで情報提供する。)	ジギタリス中毒の早期発見、対処法の理解
	薬の効果確認と検査値のモニタリングによる副作用発現の未然防止	・自覚症状(呼吸困難(運動時、夜間)、動悸、浮腫、易疲労等)の有無の確認をする。また可能であれば、電解質濃度(低カリウム血症、高カルシウム血症、低マグネシウム血症に注意)を確認する。 ・ジギタリス製剤の血中濃度が目標値であることの確認及び高齢や腎機能悪化の場合、特に血中濃度に注意し、ジギタリス中毒を起こさないように検査値モニタリングをする。 ・BNP(脳性ナトリウム利尿ペプチド)や NT-proBNP(N 末端プロ BNP)値はある数値以下に維持しなければならないという絶対的な目標値はないが、検査値が前回に比べて2倍以上上昇した時には何か理由があるので、生活習慣の是正(禁煙、断酒、減塩、食事や運動の適正化など)の指導をし、心不全の重症度に注視しながら検査値のモニタリングを行う。	自覚症状がない状態が維持されているジギタリス製剤が至適血中濃度を維持している。特に高齢者や腎機能障害患者のように排泄機能が低下している場合は腎機能検査値も把握して適正な投与量となっていることを確認し、ジギタリス中毒を防止できている BNP や NT-proBNP 値も確認しながら心不全の重症度を判定している
低カリウム血症、高カルシウム血症などの電解質異常がみられる	低カリウム血症、高カルシウム血症などの電解質異常では、ジゴキシンを服用の場合はジギタリス中毒が起こりやすくなるため、電解質濃度に影響を与える K 排泄型利尿薬や Ca 含有製剤などの併用の有無を確認する。ジゴキシン以外を服用中でも電解質異常を早期に発見できるよう患者には低カリウム血症の場合は手足の脱力感、筋肉痛、動悸、低ナトリウム血症の場合はだるさ、吐き気、頭痛などの症状がでることを説明して理解してもらい、気になる症状がでたらすぐに知らせるよう伝える。検査値の推移に注視する。必要であれば医師にトレーシングレポート等で報告する。	電解質異常の回避	
患者の特性で注意する点がある	妊娠を希望している又は妊婦である又は授乳中の患者であり治療や服薬に対して特別な理解が求められる	心不全を有する妊婦はその程度が強いほど死亡率が高く、児については早期産および子宮内胎児発育不全が多く死亡率が高いとされている。心不全患者個々の病態を把握して妊娠を希望する場合は治療について主治医とよく話し合うよう伝える。授乳中の服薬についても、個々の薬についての十分な情報をもとに、主治医とよく相談しながら決めていく必要があることを説明し、理解してもらう。	主治医とよく話し合い、納得して治療や服薬に取り組んでいる
	ジギタリス製剤を服用しているが採血のタイミングを理解せず、診察日の朝食後にも服薬している	ジギタリス製剤の血中濃度測定はトランプ値(服用後12~24時間)で行うので、診察日には朝食後に服用せず、検査後に服用することを説明し理解してもらう。	採血のある診察日の朝食後は服用せず、検査後に服用している
	塩分制限・水分制限が守られていない	医師から塩分制限や水分制限の指示がでている場合は、その意義を理解しているか確認する。必要であればパンフレット等を用いて、塩分制限・水分制限の必要性を説明し、理解・納得してもらう。指導内容はトレーシングレポート等で情報提供する	必要性を理解し、塩分制限・水分制限が守られている

出典:赤字:薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン(第2版)平成23年4月15日日本薬剤師会における薬学的管理指導項目
処方がわかる医療薬理学 学研 2014
月刊薬事 2022.7 増刊号
薬剤師のためのナレッジベース じほう 2020
急性・慢性心不全診療ガイドライン 2017年改訂版 一般社団法人 日本循環器学会
2021年 JCS/JHFS ガイドライン フォーカスアップデート版急性・慢性心不全診療 日本循環器学会/日本心不全学会合同ガイドライン 2021
薬剤師のための基礎からの検査値の読み方 じほう 2018
よくわかるハイリスク薬の服薬指導 第2版 秀和システム 2016

心筋梗塞フォローアップ（前評価・実施・評価） プロブレム・対処・ゴール例

来局早期

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
副作用出現又は薬の効果等に問題がある可能性がある	サプリメントとの相互作用により作用増強のおそれがある	シロスタゾールを服用中、グレープフルーツジュースを摂取するとシロスタゾールの作用が強くなる可能性があるため摂取しないよう指導する	相互作用のあるサプリメントの摂取を避け、薬の作用が増強することがない
	飲食物との相互作用により作用減弱のおそれがある	・アスピリンをアルコールと同時に服用すると、消化管出血を誘発又は増強することがあるので注意するよう指導する ・ワルファリンを服用中に、納豆、クロレラ、青汁などを摂取するとワルファリンの作用が弱くなる可能性があることを説明し、相互作用の意識をもってもらう。該当する食べ物の摂取は控えるよう指導する。	相互作用のある飲食物の摂取を避け、薬の作用が増強・減弱していない
	過量投与の兆候（出血、出血傾向）のおそれがある	血液凝固阻止薬は血液を固まりにくくするので、出血傾向の初期症状（あざ、歯茎からの出血、便が黒くなるなど）を理解し、鼻血、内出血に注意すること、怪我をすることのある仕事や運動は避け、また気づかないうちに打撲などしないよう注意するように指導する。過量投与の兆候（あざ、歯茎からの出血、便が黒くなるなど）を患者に説明し、理解してもらう。出血に気づいた時の対処としては、出血している箇所を5～10分間しっかり押さえる、血液が固まるまでに時間がかかること、出血が長引く場合やケガの範囲が大きい場合は、ただちに受診するよう指導する	過量投与の兆候を患者が理解し、早期発見につながる。出血した時の対象方法を理解し、実行できている
	クロピドグレル、プラスグレル投与開始 14 日以内に肝機能障害や血栓性血小板減少性紫斑病（TTP）等を発現するおそれがある	クロピドグレル、プラスグレル開始後は、採血により ALT 上昇、 γ -GTP 上昇、AST 上昇などが見られるので注意して検査値をモニタリングする。また TTP の出現にも注意する。TTP の初期症状である倦怠感、食欲不振、紫斑などの出血症状、意識障害などの精神・神経症状、溶血性貧血、発熱、腎機能障害などの症状が出現した場合には、すぐに受診するよう指導する。	クロピドグレル、プラスグレルによる副作用の早期発見又は回避
	チクロピジン を服用しており、投与開始 2 か月以内に TTP 等を発現するおそれがある	チクロピジン投与開始 2 か月以内に血栓性血小板減少性紫斑病（TTP）、無顆粒球症、重篤な肝障害が発現することがあるので、その間は原則 2 週間ごとに血液検査や肝機能検査が実施されていることを確認し、ALT、 γ GTP、AST の上昇、黄疸、倦怠感、食欲不振、発熱などが出ていないかを確認する。これらの症状が出たらすぐに受診するよう指導する。	チクロピジンによる副作用早期発見又は回避
	アスピリンを服用しており、アスピリン喘息や過量投与のおそれがある。	アスピリン喘息の初期症状（解熱鎮痛剤を使用してから、1 時間ほど経ってから症状が現れることが多い。症状は鼻詰まりや鼻水から始まり、咳や喘鳴（ひゅうひゅうという呼吸音）、呼吸困難が現れる。呼吸器症状に加えて吐き気や腹痛、下痢などの腹部症状を伴うこともある。こうした症状は半日から 1 日持続する）を患者が理解しており、これらの症状が出たらすぐに受診するよう指導する。 ・アスピリンの過量投与による症状（耳鳴、めまい、頭痛、嘔吐、難聴、軽度の頻呼吸）が出たらすぐに受診するよう指導する。 ・アスピリンを服用するにあたり、消化性潰瘍の有無をチェックする。（自覚症状に乏しく、突然の消化管出血により発見されることが多いので、便の黒色化などの初期症状がないか、消化性潰瘍が発現していないことを確認する）	アスピリンによる副作用早期発見又は回避
	ワルファリン→DOAC、DOAC→ワルファリン薬剤切り替えが行われ、中止日数や開始日を理解しており、指示通りに切り替えが行われたかフォローする必要がある。	・ワルファリンから DOAC に切り替える場合、通常は PT-INR の結果に応じて中止の日数を検討し、PT-INR が下限値以下になってから DOAC を開始する。 ・DOAC からワルファリンに切り替える場合は基本的にワルファリンと DOAC を併用して、PT-INR が下限を超えたら DOAC を中止する。 ・何日中止するかは患者さんの状態と血液検査の結果を見ての判断となるので、中止日数を患者が病院で聞いていなければ必ず疑義照会をして主治医に確認し、理解しているか確認する。また指示通りに休薬できているか来局日でなくても電話等で確認する。	指示通りに中止日数を守り、切り替えが問題なくスムーズに行われた
患者の特性で注意する点がある	血液凝固薬の投与量が患者の特性（年齢、体重、血清クレアチニン値等）と合っていない	血液凝固阻止薬は、患者（年齢、体重、血清クレアチニン値など）により投与量が異なるものが多くあるので、用量チェックを行い、必要であれば処方変更提案をする	患者にとって適正な用量で使用されている（過量投与の回避）
	閉経前の女性に対する生活指導	閉経前の女性に対しては、月経血が増加するおそれがある旨をあらかじめ説明しておき、不安をもたないようにする。ダラダラと出血が続き止まりにくい場合には止血処置が必要な場合もあるので医療機関を受診するよう説明する。	不安によるアドヒアランス低下の防止
	日常生活で転倒・打撲のおそれがある（特に高齢女性やフレイルのある患者）	転倒に伴う外傷性の出血リスク予防のため、日頃から転倒・打撲しないよう注意して生活を送るよう指導する。もし頭をぶつけてしまった後に、頭痛、吐き気、反応が悪いといった変化がある場合にはすぐに医療機関を受診するよう伝える。	日常生活で転倒・打撲による出血がない状態が保たれている
	急性心筋梗塞のリスク因子に該当するため、再発の予防に特に注意を要する	急性心筋梗塞のリスク因子（高血圧、糖尿病、喫煙、家族歴、高コレステロール血症）などがある場合は、治療の初期段階から、治療、服薬の必要性・重要性を説明し、理解してもらいアドヒアランスの維持を得る。また、脂質異常症、糖尿病の治療薬が処方されている場合は、心筋梗塞の再発を防止するために必要であることを説明し、それらの服用も遵守してもらう。 ・日本版高出血リスク（HBR）評価基準において需要項目 1 つ、あるいは副次項目 2 つを満たす場合は高出血リスクに該当するため、特に再発に注意する。	再発防止、アドヒアランスの維持

継続中長期

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランスが不良である	薬の誤認によりアドヒアランスが低下するおそれがある	特にβ遮断薬、ACE 阻害薬は調剤薬局などで渡される薬剤情報提供文書や、市販されている書籍などに血圧の薬と説明されていることが多く、そのため自分の血圧は高くないと自己判断で中止する例もあり注意を要する。退院後、比較的長期にわたって服薬するので、服薬の必要性を理解してもらう。	薬の作用を正しく理解し、自己中断することなく継続服用ができています
副作用出現又は薬の効果等に問題がある	PT-INR のコントロール不良である（検査値などの確認による治療効果の確認）	併用薬や食生活、体調の変化によって PT-INR は常に変動する可能性がある。大きな変動があった場合は、直近の食事内容や市販薬・サプリメント、服薬コンプライアンスの状況などを含めて原因を確認する。また、術後感染、尿路感染、肺炎などの感染症に伴う凝固異常によって PT-INR が延長することがあること、肺炎にマクロライド系薬剤が処方されると薬物相互作用によりワルファリンの作用が増強する可能性があるため、そのような疾病や併用薬があったときは特に検査値に注意してモニタリングする。必要に応じてトレーシングレポート等で情報提供する。	PT-INR のコントロール良好が保たれている
患者の特性で注意する点がある	抜歯、内視鏡治療、手術など出血を伴う処置の予定がある	抗凝固薬や抗血小板薬を服用中で、抜歯、内視鏡治療、手術など出血を伴う処置の予定がある場合は、服薬中止期間、再開時期を理解しているか確認する。必要であれば医療機関に問い合わせる。	処置時の大量出血の回避、また服薬再開日の確認により、薬のアドヒアランス維持
	妊娠を希望している又は妊婦であるため治療や服薬に対して特別な理解が求められる	治療によるベネフィットとリスクをできるだけ早期から情報提供し、どのような治療を行うのか主治医とよく話し合うよう説明する。必要であればワルファリンによる催奇形性、胎児の出血傾向に伴う死亡、分娩時の母体の異常出血の危険性について情報提供し、主治医とよく話し合っ治療を決めるよう説明する。	主治医とよく話し合い、納得して治療や服薬に取り組んでいる
	食事管理が十分でなく、血圧、脂質、体重、血糖値が適正でない。	心筋梗塞の再発防止には食事管理も重要で、栄養バランスに気を付け塩分、脂質、カロリーの過剰摂取に注意して日頃の食事をとれるよう、パンフレットなどを用いながら食事指導をする。	食事管理が守られ、適正な血圧、脂質、体重、血糖値が維持されている
	来局時の歩行の様子や自転車運転の状況などから転倒の可能性が高いと考えられる	転倒による出血がないかを確認する。出血の対処法を指導する。出血に気づいた時の対処としては、出血している箇所を5～10分間しっかり押さえ、出血が長引く場合やケガの範囲が大きい場合は、直ちに受診することを理解している	出血しないように日常生活を気をつけている。また、出血した場合の対応を理解し、実行できている

出典；赤字：薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン(第2版)平成23年4月15日日本薬剤師会における薬学的管理指導項目

薬剤師のためのナレッジベース じほう 2020

急性冠症候群ガイドライン 2018年改訂版 一般社団法人 日本循環器学会

薬剤管理指導のためのプロブレムリスト作成の手引き じほう 2004

薬剤師のための臨床思考カトレーニング 南山堂 2014

脳卒中フォローアップ（前評価・実施・評価） プロブレム・対処・ゴール例

来局早期

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
副作用出現又は薬の効果等に問題がある可能性	サプリメントとの相互作用により作用増強のおそれがある	・シロスタゾールを服用中、グレープフルーツジュースを摂取するとシロスタゾールの作用が強くなるので摂取しないよう指導する	相互作用のあるサプリメントの摂取を避け、薬の作用が増強することがない
	飲食物との相互作用により作用減弱のおそれがある	・アスピリンをアルコールと同時に服用すると、消化管出血を誘発又は増強することがあるので注意するよう指導する ・ワルファリンを服用中に、納豆、クローラ、青汁などを摂取するとワルファリンの作用が弱くなることを説明し、相互作用の意識をもってもらう。該当する食べ物の摂取は控えるよう指導する。	相互作用のある飲食物の摂取を避け、薬の作用が増強・減弱していない
	過量投与の兆候（出血、出血傾向）のおそれがある	血液凝固阻害薬は血液を固まりにくくするので、出血傾向の初期症状（あざ、歯茎からの出血、便が黒くなるなど）を理解し、鼻血、内出血に注意すること、怪我をすることのある仕事や運動は避け、また気づかないうちに打撲などしないよう注意するように指導する。過量投与の兆候（あざ、歯茎からの出血、便が黒くなるなど）を患者に説明し、理解してもらう。出血に気づいた時の対処としては、出血している箇所を5～10分間しっかり押さえる、血液が固まるまでに時間がかかること、出血が長引く場合やケガの範囲が大きい場合は、ただちに受診するよう指導する	過量投与の兆候を患者が理解し、早期発見につながる。出血した時の対象方法を理解し、実行できている
	クロピドグレル、プラスグレル投与開始 14 日以内に肝機能障害や血栓性血小板減少性紫斑病（TTP）等を発現するおそれがある	クロピドグレル、プラスグレル開始後は、採血により ALT 上昇、 γ -GTP 上昇、AST 上昇などが見られるので注意して検査値をモニタリングする。また TTP の出現にも注意する。TTP の初期症状である倦怠感、食欲不振、紫斑などの出血症状、意識障害などの精神・神経症状、血小板減少、破碎赤血球の出現を認める溶血性貧血、発熱、腎機能障害などが出現した場合には、すぐに受診するよう指導する。	クロピドグレル、プラスグレルによる副作用の早期発見又は回避
	チクロピジン服用しており、投与開始2か月以内に TTP 等を発現するおそれがある	チクロピジン投与開始2か月以内に血栓性血小板減少性紫斑病（TTP）、無顆粒球症、重篤な肝障害が発現することがあるので、その間は原則2週間ごとに血液検査や肝機能検査が実施されていることを確認し、ALT、 γ GTP、AST の上昇、黄疸、倦怠感、食欲不振、発熱などが出ていないかを確認する。これらの症状が出たらすぐに受診するよう指導する。	チクロピジンによる副作用早期発見又は回避
	アスピリンを服用しており、アスピリン喘息や過量投与のおそれがある。	アスピリン喘息の初期症状（解熱鎮痛剤を使用してから、1 時間ほど経ってから症状が現れることが多い。症状は鼻詰まりや鼻水から始まり、咳や喘鳴（ひゅうひゅうという呼吸音）、呼吸困難が現れる。呼吸器症状に加えて吐き気や腹痛、下痢などの腹部症状を伴うこともある。こうした症状は半日から 1 日持続する）を患者が理解しており、これらの症状が出たらすぐに受診するよう指導する。 ・アスピリンの過量投与による症状（耳鳴、めまい、頭痛、嘔吐、難聴、軽度の頻呼吸）が出たらすぐに受診するよう指導する。 ・アスピリンを服用するにあたり、消化性潰瘍の有無をチェックする。（自覚症状に乏しく、突然の消化管出血により発見されることが多いので、便の黒色化などの初期症状がないか、消化性潰瘍が発現していないことを確認する）	アスピリンによる副作用早期発見又は回避
	ワルファリン→DOAC、DOAC→ワルファリン薬剤切り替えが行われ、中止日数や開始日を理解しており、指示通りに切り替えが行われたかフォローする必要がある。	・ワルファリンから DOAC に切り替える場合、通常は PT-INR の結果に応じて中止の日数を検討し、PT-INR が下限値以下になってから DOAC を開始する。 ・DOAC からワルファリンに切り替える場合は基本的にワルファリンと DOAC を併用して、PT-INR が下限を超えたら DOAC を中止する。 ・何日中止するかは患者さんの状態と血液検査の結果を見ての判断となるので、中止日数を患者が病院で聞いていなければ必ず疑義照会をして主治医に確認し、理解しているか確認する。また指示通りに休薬できているか来局日だけでなくも電話等で確認する。	指示通りに中止日数を守り、切り替えが問題なくスムーズに行われた
患者の特性で注意する点がある	血液凝固薬の投与量が患者の特性（年齢、体重、血清クレアチニン値等）と合っていない	血液凝固阻害薬は、患者（年齢、体重、血清クレアチニン値など）により投与量が異なるものが多いので、用量チェックを行い、必要であれば処方変更提案をする	患者にとって適正な用量で使用されている（過量投与の回避）
	閉経前の女性に対する生活指導	閉経前の女性に対しては、月経血が増加するおそれがある旨をあらかじめ説明しておき、不安をもたないようにする。ダラダラと出血が続く止まりにくい場合には止血処置が必要な場合もあるので医療機関を受診するよう説明する。	不安によるアドヒアランス低下の防止
	日常生活で転倒・打撲のおそれがある（特に高齢女性やフレイルのある患者）	転倒に伴う外傷性の出血リスク予防のため、日頃から転倒・打撲しないよう注意して生活を送るよう指導する。もし頭をぶつけてしまった後に、頭痛、吐き気、反応が悪いといった変化がある場合にはすぐに医療機関を受診するよう伝える。	日常生活で転倒・打撲による出血がない状態が保たれている
	DOAC 服用中の出血合併症リスク（HAS-BLED スコア 3 点以上）に該当しており、脳卒中の再発に特に注意を要する	出血合併症リスク（HAS-BLED スコア）で 3 点以上であり、高リスクである。他にも高齢（75歳以上）、低体重（50kg 以下）、腎機能障害、抗血小板薬の併用、管理不良な高血圧などにも注意し、脳卒中の再発に注意する。	再発防止、アドヒアランスの維持

継続中長期

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランスが不良である	薬の誤認によりアドヒアランスが低下するおそれがある	特にβ遮断薬、ACE 阻害薬は調剤薬局などで渡される薬剤情報提供文書や、市販されている書籍などに血圧の薬と説明されていることが多く、そのため自分の血圧は高くないと自己判断で中止する例もあり注意を要する。退院後、比較的長期にわたって服薬するので、服薬の必要性を理解してもらう。	薬の正しい作用を理解し、自己中断することなく継続服用ができています
	治療の必要性の理解が不十分である・自分自身の病気や治療に関心がない	治療のゴールは進行中の神経損傷を低下させ死亡率と長期障害を減少させること、運動麻痺や神経機能不全に付随する合併症を予防することを説明し、理解してもらう。また脳卒中治療薬は長期にわたり継続して服用することが必要であるが、効果が実感できないことによる服薬中断をおそれがあるため、服薬の重要性を十分理解してもらい、残薬を確認する等してアドヒアランス評価を行う。	治療や服薬の必要性、継続することの必要性を理解し、継続して服用できている
副作用出現又は薬の効果等に問題がある	PT-INR のコントロール不良である（検査値などの確認による治療効果の確認）	併用薬や食生活、体調の変化によって PT-INR は常に変動する可能性がある。大きな変動があった場合は、直近の食事内容や市販薬・サプリメント、服薬コンプライアンスの状況などを含めて原因を確認する。また、術後感染、尿路感染、肺炎などの感染症に伴う凝固異常によって PT-INR が延長することがあること、肺炎にマクロライド系薬剤が処方されると薬物相互作用によりワルファリンの作用が増強する可能性があるため、そのような疾病や併用薬があったときは特に検査値に注意してモニタリングする。必要に応じてトレーニングレポート等で情報提供する。	PT-INR のコントロール良好が保たれている
患者の特性で注意する点がある	抜歯、内視鏡治療、手術など出血を伴う処置の予定がある	抗凝固薬や抗血小板薬を服用中で、抜歯、内視鏡治療、手術など出血を伴う処置の予定がある場合は、服薬中止期間、再開時期を理解しているか確認する。必要であれば医療機関に問い合わせる。	処置時の大量出血の回避、また服薬再開日の確認により、薬のアドヒアランス維持
	妊娠を希望している又は妊婦であるため治療や服薬に対して特別な理解が求められる	治療によるベネフィットとリスクをできるだけ早期から情報提供し、どのような治療を行うのか主治医とよく話し合うよう説明する。必要であればワルファリンによる催奇形性、胎児の出血傾向に伴う死亡、分娩時の母体の異常出血の危険性について情報提供し、主治医とよく話し合っ治療を決めるよう説明する。	主治医とよく話し合い、納得して治療や服薬に取り組んでいる
	食事管理が十分でなく、血圧、脂質、体重、血糖値が適正でない。	脳卒中の再発防止には食事管理も重要で、栄養バランスに気を付け塩分、脂質、カロリーの過剰摂取に注意して日頃の食事をとれるよう、パンフレットなどを用いながら食事指導をする。	食事管理が守られ、適正な血圧、脂質、体重、血糖値が維持されている
	来局時の歩行の様子や自転車運転の状況などから転倒の可能性が高いと考えられる	転倒による出血がないかを確認する。出血の対処法を指導する。出血に気づいた時の対処としては、出血している箇所を 5～10 分間しっかり押さえ、出血が長引く場合やケガの範囲が大きい場合は、直ちに受診することを理解している	出血しないように日常生活に気を付けている。また、出血した場合の対応を理解し、実行できている

出典：赤字：薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン(第2版)平成23年4月15日日本薬剤師会における薬学的管理指導項目

薬剤師のためのナレッジベース じほう 2020

かかりつけ薬剤師のための疾患別薬学管理マニュアル じほう 2018

標準薬物治療ファイル改訂3版 日本実践薬物治療学会編 南山堂 2019

うつ病フォローアップ（前評価・実施・評価） プロブレム・対処・ゴール例

来局早期（うつ病急性期）

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランス不良となる可能性がある	薬の効果が実感できていない	服用開始から効果発現までに時間を有する（4～6 週間程度）ことを説明し、納得してもらい、その間に服用を自己調節や中断しないよう指導する。	服用開始から自己中断することなく継続服用ができ、効果が現れている。
副作用出現又は薬の効果等に問題がでる可能性がある	第1 選択薬を十分量、十分な期間（6～8 週）使用しても効果が不十分である	①同じ作用機序の他の抗うつ薬、または異なる作用機序の抗うつ薬の切り替えを提案する（前薬を急に中止すると離脱症状が発現するおそれがあるため、漸減）②増強療法として、抗うつ薬にリチウム、甲状腺剤などの併用を提案する。③他の抗うつ薬の付加を提案する。	薬の効果が十分得られている
	致命的副作用（悪性症候群）が出ているまたはその疑いがある	悪性症候群の初期症状（発熱・発汗、頻脈、血圧の急激な変化など自律神経症状や振戦、筋肉のこわばりなど錐体外路症状）が複数認められる場合には、悪性症候群の発症を疑う必要がある。そのような症状がでたらすぐに医師または薬剤師に相談するよう説明し理解してもらう。	副作用の早期発見。重篤化回避
	非定型精神薬による血液疾患・内分泌疾患が発現しているまたはその疑いがある	非定型抗精神病薬の副作用として高血糖があるので、糖尿病の既往歴がないか、多飲、口渇、多尿、頻尿や急な体重増加などがなければモニタリングをする。そのような症状がでたらすぐに医師または薬剤師に相談するよう説明し理解してもらう。	高血糖の早期発見
	眠気、めまい、ふらつき、悪心・嘔吐、下痢、食欲不振等などがみられるまたはその疑いがある	・眠気、めまいなどは治療開始早期に多くみられるので、日常生活や転倒に注意するよう指導する。また、自動車の運転や危険を伴う機械の操作の際には十分注意するよう説明し、理解してもらう ・投与初期に効果よりも先に悪心・嘔吐、下痢、食欲不振などの消化器症状が高い頻度で出現するが、継続して使用すると 2～3 週間以内に次第に消失することが多いことを理解し、治療中断や自己調節せずに継続服用するよう説明する。	日常生活での転倒や事故の回避、副作用によるアドヒアランス低下回避
	薬剤又はアルコールとの相互作用により作用増強のおそれがある	アルコールや他の中枢神経系を抑制する薬（併用注意）を飲むと中枢神経への抑制作用が増強されることがあることを説明し、アルコールの摂取を控えるよう指導する。相互作用の意識をもってもらおう。	アルコールの摂取を控えている。また他の中枢神経系を抑制する薬との相互作用がなく、薬の作用が増強していない
	薬物代謝酵素に起因する相互作用により作用増強又は減弱のおそれがある	SSRI,SNRI、NaSSA 各薬剤と相互作用をおこす代謝酵素・サブタイプを把握し、併用禁忌又は注意の併用薬があれば、医師に報告又はトレーシングレポート等で情報提供する。	薬物相互作用による患者不利益の回避
副作用により著しく QOL が低下するおそれがある	副作用により著しく QOL が低下する場合には抗うつ薬の切り替えを提案する	副作用重篤化回避	
患者の特性で注意する点がある	うつ病を誘発する薬を服用しており、薬剤惹起性うつ病が疑われる	ステロイド、インターフェロン製剤、ホルモン剤、抗結核薬、抗パーキンソン薬、向精神薬、インドメタシン、ジギタリス製剤、β 遮断薬などによるうつ病が誘発されている可能性もあるので、該当併用薬がある場合は、可能であれば原因薬剤の減量や中止を提案する又は医師にトレーシングレポート等で情報提供する。	薬剤惹起性うつ病の改善
	服薬に対する意識が低い	まず患者の自身の病気に対する気持ち、生活上で辛い症状は何かを確認し、そのうえでなぜこの薬が必要なのか、どのような副作用があるのかをわかりやすい言葉で繰り返し説明し服薬の必要性を理解してもらう。	服薬を継続することが再燃や再入院の予防につながることを患者及び家族に理解してもらう。
	薬物の依存傾向を示している	薬に過度な効果を期待している場合は、多量に飲んでしまう場合があるため、治療開始時から、効果や副作用をきちんと説明する。また、依存性のある薬剤を服用しており、依存傾向を示している場合は、医師に情報提供する。	薬の依存傾向の回避
	自殺企画などによる過量服薬の危険性がある	・まず信頼関係を構築し、そのうえで自殺しないよう、そのような気持ちになったら必ず相談するように約束してもらう。次回の来局を約束してもらう。処方日数を1週間以内など最低日数にとどめたり、処方薬をため込んでいないことを来局の度に確認する。家族に厳重な処方薬の管理を依頼し、服薬は家族の目の前でやってもらうなどの工夫をしている。 ・SSRI・SNRI 服用で 24 歳以下では自殺念慮、自殺企画のリスクが高まることから注意する。 ・三環系抗うつ薬の過量内服は、SSRIに比べて自殺既遂に至る確率が高い。自殺念慮のある場合、処方量がイミプラミン換算 2,000 mg 以上（致死量）とならないよう注意する	自殺の防止、服薬管理の徹底

継続中長期（うつ病回復期・維持期）

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランスが不良である	維持期であり症状や治療効果が実感しにくくなり、自己判断で服薬を中止している	薬はうつ病の症状を改善するだけでなく良い状態を維持する働きもあるので、症状が改善された場合でも主治医から通院不要の許可を得ない限りは根気強く治療を継続すること、服薬は再発予防には重要であることを説明し、理解・納得して服薬を継続してもらう	治療継続の意義を理解し、継続して服薬できている
	中止後症状、中断症候群を理解しておらず、自己判断で服薬を中止している又はしようとしている	ある程度の期間(4週間)継続使用し、突然使用を中止すると7日ないし10日以内にふらつき、めまい、頭痛、不安、悪心・嘔吐、不眠などの症状(中止後症状、中断症候群)が現れることを説明し、急に中断しないこと、中止する場合も徐々に減量することが必要だということを指導する。	中止後症状、中断症候群があることを理解し、自己判断で中断していない
副作用出現又は薬の効果等に問題がある	眠気、注意力・集中力・反射運動能力低下などがみられる	眠気は1週間程度で慣れてくることを説明する。また、自動車の運転など危険を伴う機械の操作はしないよう注意する。必要であれば処方変更を提案する。	副作用の重篤化回避
	自殺念慮がある	服薬中や特に飲みはじめや用量変更があったときに、自殺念慮が強くなった場合は、医師に相談する。特に若年成人(18~30歳)で、特に大うつ病性障害の人がSSRIを服用した場合自殺する危険性が高くなるとの報告があるので注意する。	自殺を防ぎ治療に取り込んでいる
	急に減量したり中止したことにより中止後症状、中断症候群が発現している	ある程度の期間(4週間)継続使用し、突然中止すると数日以内にめまい、発汗、吐き気、頭痛などの症状(中止後症状、中断症候群)が現れることがある。自己判断で中止や減量をしないこと、また減量する場合はこれらの症状が出ることなく漸減されているかモニタリングする	自己判断で中断・減量していない。減量する場合は、漸減され中断症候群等は発現していない。
	吐き気、下痢、食欲不振などがみられる	SSRIは服用初期に消化器症状が多くみられる。発現しても1週間程度で治まることが多いこと、自己判断で中止しないよう指導する。食直前の服用や、食前に牛乳を飲むなどで症状が和らぐ場合があるので伝える。	消化器症状の対策が実行でき、消化器症状がおさまっている。継続服用できている。
	急性期には気にならなかった副作用(性機能障害など)が顕在化し、アドヒアランスへの影響のおそれがある	減量の検討を提案するが再発には十分注意する。	副作用が改善され継続して治療に取り組んでいる
	致死的副作用(悪性症候群、セロトニン症候群、錐体外路症状、アクチベーション症候群など)が出ているまたはその疑いがある	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの症状について患者の状態をみながら説明し、気になる症状が出てたらずに医師・薬剤師に相談し、自己中断や自己調節しないよう指導する。 錐体外路症状が出ている場合は、錐体外路症状の少ない薬物への変更(高力価薬から低力価薬への変更、非定型抗精神病薬への変更)を提案する。医師ハトレシーングレポート等で情報提供する。 SSRIやSNRIは、増量時や他の薬剤を併用する時にセロトニン症候群(精神状態の変化;不安、焦燥、錯乱、興奮など、神経症状;ミオクローヌス、反射亢進、振戦など、自律神経・身体症状;発熱、発汗、悪寒、下痢など)を起こすことがある 悪性症候群(発熱(38℃以上)、著しい筋強剛、嚥下障害、流涎などのEPS、無動緘黙、発汗、頻脈など自律神経症状)は投与後、減量後、中止後の1週間以内の発症が多く、1か月以内の発症が大半を占める 投与開始初期や増量時にアクチベーション症候群(不安、焦燥、パニック発作、不眠、易刺激性、敵意、攻撃性、衝動性、アカシジア、軽躁、躁など)がみられる 	副作用の早期発見。重篤化回避
	抗利尿ホルモン不適合分泌症候群(SIADH)出現の疑いがある	SSRI投与によりSIADH出現リスクが上昇することが指摘されているため、SIADHの早期発見のため血清Na値の定期的なモニタリングを実施する。血清Na値低下がある場合は必要に応じてトレーシーングレポート等で情報提供する。	SIADHの早期発見
患者の特性で注意する点がある	3回以上の大うつ病エピソードがある	3回以上の大うつ病エピソードがある場合には、薬物による年単位の維持療法を行うので、長期にわたり治療を継続することが再発防止となることを説明し、理解・納得して服薬を継続してもらう	継続して治療に取り組んでいる
	薬物療法を終結するときに離脱症状がみられる	薬物療法を終結するときには、抗うつ薬、ベンゾジアゼピン系薬物は数ヶ月かけて漸減・中止し、離脱症状の発現を防ぐ。自己判断で減量をせず、必ず医師の指示に従って減量するよう指導する。	医師の指示通りに減量でき、離脱症状が現れていない
	妊娠を希望している又は妊婦である又は授乳中の患者であり治療や服薬に対して特別な理解が求められる	治療によるベネフィットとリスクをできるだけ早期から情報提供し、どのような治療を行うのか主治医とよく話し合うよう説明する。薬剤毎の催奇形性(バルブ尿酸、ラモトリギン等)と乳汁移行(炭酸リチウム、ラモトリギン等)の特徴を必要であれば情報提供し、継続する薬剤や中止する薬剤を正しく理解してもらう。	主治医とよく話し合い、納得して治療や服薬に取り組んでいる

出典: 赤字: 薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン(第2版)平成23年4月15日日本薬剤師会における薬学的管理指導項目
 薬剤師のためのナレッジベース じほう 2020
 薬剤管理指導のためのプロブレムリスト作成の手引き 日本病院薬剤師会監修 じほう 2004
 日本うつ病学会治療ガイドライン II. うつ病(DSM-5)/ 大うつ病性障害 2016
 薬剤師レジデントマニュアル 第3版 医学書院
 月刊薬事 2022. 7 増刊号
 服薬指導のツボ 虎の巻 第3版 日経BP 2018
 よくわかるハイリスク薬の服薬指導 第2版 秀和システム 2016

統合失調症フォローアップ（前評価・実施・評価） プロブレム・対処・ゴール例
 来局早期（前駆期・急性期・消耗期）

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
副作用出現 又は薬の効果等に問題 がでる可能性 がある	抗精神病薬の服用を始めて4～6週間たっても十分な効果が得られない	抗精神病薬の効果発現には通常2～4週間は必要。効果判定は4～6週間後に行い、十分な効果が得られない場合には、他の非定型精神病薬への変更を提案する	薬の効果が十分に得られている
	非定型抗精神病薬などを2種類以上、6～8週間以上投与しても効果がみられない	非定型抗精神病薬などを2種類以上、6～8週間以上投与しても効果がみられない場合を治療抵抗性とし、その場合には、クロザピン(クロザリル)を第1選択薬として提案する	薬の効果が十分に得られている
	致命的副作用(悪性症候群)が出ているまたはその疑いがある	悪性症候群の初期症状(発熱・発汗・頻脈、血圧の急激な変化など自律神経症状や振戦、筋肉のこわばりなど錐体外路症状)が複数認められる場合には、悪性症候群の発症を疑う必要がある。そのような症状がでたらすぐに医師または薬剤師に相談するよう説明し理解してもらう。	副作用の早期発見。重篤化回避
	非定型精神病薬による血液疾患・内分泌疾患が発現しているまたはその疑いがある	非定型抗精神病薬の副作用として高血糖があるので、糖尿病の既往歴がないか、多飲、口渇、多尿、頻尿や急な体重増加などがみられないかモニタリングをする	高血糖の早期発見
	眠気、めまい、ふらつきなどがみられるまたはその疑いがある	眠気、めまいなどは治療開始早期に多くみられるので、日常生活や転倒に注意するよう指導する。また、自動車の運転や危険を伴う機械の操作の際には十分注意するよう説明し、理解してもらう	日常生活での転倒や事故の回避
	薬剤又はアルコールとの相互作用により作用増強がみられる	アルコールや他の中枢神経系を抑制する薬(併用注意)を飲むと中枢神経への抑制作用が増強されることがあることを説明し、相互作用の意識をもってもらう。	アルコールの摂取を控えている。また他の中枢神経系を抑制する薬との相互作用がなく、薬の作用が増強していない
	禁煙により作用増強がみられる	たばこはCYP1A2誘導し、クロザピン、オランザピンの血中濃度を低下させるので禁煙を指導する必要がある。ただし、喫煙者の急激な禁煙は薬剤の作用を増強させるので、禁煙する場合は医師にその旨を伝えるよう指導する。また副作用の発現に注視し、必要であれば投与量の漸減を提案する。	禁煙できている・副作用の発現がない
患者の特性 で注意する 点がある	服薬に対する意識が低い	まず患者の自身の病気に対する気持ち、生活上で辛い症状は何かを確認し、そのうえでなぜこの薬が必要なのか、どのような副作用があるのかをわかりやすい言葉で繰り返し説明し服薬の必要性を理解してもらう。	服薬を継続することが再燃や再入院の予防につながることを患者及び家族に理解してもらう。
	薬物の依存傾向を示している	薬に過度な効果を期待している場合は、多量に飲んでしまう場合があるため、治療開始時から、効果や副作用をきちんと説明する。また、依存性のある薬剤を服用しており、依存傾向を示している場合は、医師に情報提供する。	薬の依存傾向の回避
	自殺企画などによる過量服薬の危険性がある	まず信頼関係を構築し、そのうえで自殺しないよう、そのような気持ちになったら必ず相談するように約束してもらう。次回の来局を約束してもらう。処方日数を最小限にとどめる。統合失調症における自殺に特異的な危険因子(雇用されていない若年男性、反復する再燃、悪化への恐れ(特に知能能力が高い場合)、猜疑や妄想などの陽性症状、抑うつ症状があるなど)がある場合は特に注意する	自殺の防止、服薬管理の徹底
	経口薬の服用が困難(攻撃性、暴力など)である	筋注製剤への変更を提案する。また、リスベリドンの内用薬、オランザピンの口腔内崩壊錠、アピプラゾールは錠剤、OD錠、散剤、内用液、持効性注射剤(LAI)とさまざまな剤形が選択可能である。アドヒアランス評価を行うとともに嗜好や生活スタイルに適した薬剤の提案をする。	継続して服薬ができています
	薬剤の切り替え(スイッチング)または中止により離脱症状がでる可能性がある	医師の指示通りの服用、薬剤の切り替えができていないか、薬剤の切り替えや中止に伴う離脱症状、有害事象が行っていないか確認する	薬剤切替による有害事象が起こっていない

継続中長期（回復期・安定期）

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランスが不良である	維持期であり症状や治療効果が実感しにくくなり、自己判断で服薬を中止している	統合失調症の急性精神病エピソードの再燃・再発予防を目的として、急性期の治療で選択した薬剤による薬物治療を少なくとも1年以上継続することを説明し、理解してもらう。 必要に応じて、DAI(薬剤に対する構えの評価尺度)、BPRS(簡易精神症状評価尺度)、PANSS(陽性・陰性症状評価尺度)などを活用することで、患者の服薬への姿勢を「数値化」しアドヒアランス評価を行う。	服薬の理解を深め、自己中断することなく継続服用されている
副作用出現又は薬の効果等に問題がある	原疾患の症状と類似した副作用(錐体外路症状、パーキンソン症候群など)が出ているまたはその疑いがある	特に定型抗精神病薬は、錐体外路症状を起こしやすいため、患者に症状を伝え、そのような症状が出たらすぐに医師または薬剤師に相談するよう伝える。また場合によっては非定型抗精神病薬への変更を提案する	副作用の早期発見、重篤化回避
	致死的副作用(悪性症候群、セロトニン症候群、錐体外路症状など)が出ているまたはその疑いがある	・それぞれの症状について患者の状態をみながら説明し、気になる症状が出てたらすぐに医師・薬剤師に相談し、自己中断や自己調節しないよう指導する。 ・錐体外路症状が出ている場合は、錐体外路症状の少ない薬物への変更(高力価薬から低力価薬への変更、非定型抗精神病薬への変更)を提案する。医師ハートレーシングレポート等で情報提供する。 ・増量時や他の薬剤を併用する時にセロトニン症候群(精神状態の変化;不安、焦燥、錯乱、興奮など、神経症状;ミオクローヌス、反射亢進、振戦など、自律神経・身体症状;発熱、発汗、悪寒、下痢など)を起こすことがある ・悪性症候群(発熱(38℃以上)、著しい筋強剛、嚥下障害、流涎などのEPS、無動緘黙、発汗、頻脈など自律神経症状)は投与後、減量後、中止後の1週間以内の発症が多く、1か月以内の発症が大半を占める	副作用の早期発見、重篤化回避
	高プロラクチン血症の症状が出ている又は血清プロラクチン値が異常値を示している	高プロラクチン血症の症状である、乳汁分泌、女性型乳房、月経異常、射精障害、勃起不全などの副作用症状が出ている又は血清プロラクチン値が異常値を示している場合は、薬の減量、多剤への変更またはプロモクリプテンの投与を提案する。トレーシングレポート等で情報提供する。	副作用の早期発見、重篤化回避
患者の特性で注意する点がある	飲食物・嗜好品との相互作用により作用減弱がみられる	リスパダール内用液は茶葉抽出飲料(紅茶、烏龍茶、日本茶等)及びコーラと混合すると含量が低下することがあるので、希釈して使用することは避けるよう指導すること。またリスパダール内用液と混ぜてよいジュース等の飲料を指導する。 エビリファイ内用液は煮沸していない水道水(塩素により含量が低下するため)、茶葉由来飲料および味噌汁(混濁・沈殿を生じ含量が低下するため)、一部の高度の高いミネラルウォーター(混濁を生じ、含量が低下するため)に混ぜないよう指導する。	患者がリスパダール内用液やエビリファイ内用液と混ぜてもよい飲料、ダメな飲料を把握し、うまく飲料を利用することで、薬の苦味によるアドヒアランス低下を防いでいる
	服薬による抵抗感をもっている	アドヒアランス低下につながるおそれがあるので、服薬により症状が軽減され混乱した状態が改善されることを繰り返し説明し、理解してもらう。	服薬の必要性を理解し、継続して服用できている
	多剤・大量投与となっている	等価換算により抗精神病薬の投与量を把握し、多剤・大量となっていないか適宜確認する。抗精神病薬の併用があり、クロルプロマジン換算で1000mg以上のときは減薬を提案する。600~1000mgのときは、至適用量より高用量の可能性があるので、副作用の有無を確認するとともに減薬の検討を提案する	適正用量で使用されている

出典:赤字:薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン(第2版)平成23年4月15日日本薬剤師会における薬学的管理指導項目
 薬剤師のためのナレッジベース じほう 2020
 月刊薬事 2022.7 増刊号
 日本精神科評価尺度研究会 HP
 薬剤師レジデントマニュアル 第3版 医学書院
 よくわかるハイリスク薬の服薬指導 第2版 秀和システム 2016
 薬効別 服薬指導マニュアル 第9版 じほう

睡眠障害フォローアップ（前評価・実施・評価） プロブレム・対処・ゴール例

来局早期

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
副作用出現 又は薬の効果等に問題 がでる可能性 がある	めまい、ふらつきや持ち越し 効果などがみられるまたはその 疑いがある	めまい、ふらつきが副作用としてあるので日常生活や転倒に注意するよう指導する。また、自動車の運転や危険を伴う機械の操作の際には十分注意するよう説明し、理解してもらう。持ち越し効果が見られる場合は、超短時間作用型、短時間作用型への処方変更提案や、薬の服用を起床時刻の 6～7 時間前には服用するように指導する。めまいや、ふらつきがある場合は、減量又は作用時間の短い薬剤への変更等を提案する。	日常生活での転倒や事故の回避
	薬剤又はアルコールとの相互作用により作用増強がみられる	まず睡眠薬代わりの寝酒は深い睡眠を減らし、夜中に目覚める原因となることを説明する。 アルコールや他の中枢神経系を抑制する薬(併用注意)を飲むと中枢神経への抑制作用が増強されることがあることを説明し、相互作用の意識をもってもらい、アルコールを控えるよう指導する。	アルコールの摂取を控えている。また他の中枢神経系を抑制する薬との相互作用がなく、薬の作用が増強していない
患者の特性 で注意する 点がある	薬物の依存傾向を示している	短期服用時には睡眠薬による依存形成の危険性は少ないが、高用量・長期間の服用が依存形成リスクを上昇させるので依存がないか適宜確認する。不眠症状が改善すれば、患者の状態に応じて、頓用、漸減、休業日を設けるなどの方法で減らしていく。自己判断で急に中止すると不眠が悪化する場合がありますので自己中断しないよう指導する	依存を形成していない
	自殺企画などによる過量服薬の危険性がある	ベンゾジアゼピンおよび非ベンゾジアゼピン系睡眠薬、メラトニン受容体作動薬は、常用量用いる範囲内において死亡リスクを高める可能性は低い。一方、バルビツール酸系睡眠薬は高用量服用により死亡リスクが高まる。ただし、ベンゾジアゼピン系睡眠薬といえども不眠治療以外の目的で一度に大量に服用したり、アルコールと併用したりすると、呼吸抑制を含めた重篤な副作用が出現する可能性があり、呼吸機能の低下した患者（閉塞性肺疾患や 睡眠関連呼吸障害など）や小児に対しては十分注意する。処方日数を1週間以内など最低日数にとどめたり、処方薬をため込んでいないことを来局の度に確認する。家族に厳重な処方薬の管理を依頼し、服薬は家族の目の前でやってもらうなどの工夫をしている。	自殺または過量服薬の防止、服薬管理の徹底
	睡眠障害の原因となる薬剤の服用がある	睡眠障害の原因となる薬剤(β 遮断薬、α ₂ 刺激薬、抗ヒスタミン薬、ステロイド、抗パーキンソン病薬、SSRI、インターフェロンなど)の使用がある場合は、原因薬剤の変更提案や医師にトレーシングレポート等で情報提供する。	薬剤性不眠の改善
	身体疾患による不眠がある	患者情報より身体疾患(かゆみ、痛み、COPD、透析患者、夜間頻尿等)による不眠と考えられる場合は、原疾患に対する治療を優先する。医師に報告またはトレーシングレポート等で情報提供する。	身体疾患による不眠の改善
	不眠のリスク疾患がある	不眠のリスク因子(心不全や気管支喘息など夜間の呼吸困難や咳嗽を伴う疾患、神経痛、片頭痛、関節炎など慢性疼痛をきす疾患、アトピー性皮膚炎、黄疸、腎不全など掻痒感をきす疾患、前立腺肥大症や糖尿病などの夜間頻尿をきす疾患、睡眠時の下肢や上肢に生じる異常感覚(レストレッグス症候群))がある。原因疾患の治療に対する治療が行われているか確認する。医師にトレーシングレポート等で情報提供する。	不眠のリスク疾患の改善により不眠が改善された

継続中長期

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランスが不良である	自己判断で中止したことにより、反跳性不眠や退薬症候が出現している	ベンゾジアゼピン受容体作動薬をしばらく飲んでいて、突然飲むのをやめた場合などに、かえって眠れなくなったり(反跳性不眠)、頭痛・めまい・耳鳴り・しびれ・不安・焦燥などの症状がでたり(退薬症候)することがあるので、自己判断で中止しないよう指導する。	反跳性不眠や退薬症候のことを理解して、突然の自己判断で中止することなく服用できている
	ゾピクロンを服用して口の中が苦くなることによるアドヒアランス低下のおそれがある	ゾピクロンは飲んだ後や朝に口の中が苦くなったりすることがありますが、うがいをしたり、歯を磨いたりすると気にならなくなることが多いことを説明し、実践してもらう。	苦みによるアドヒアランス低下の防止
副作用出現又は薬の効果等に問題がある	月経異常、乳汁漏出または性欲減退などが認められる	メラトニン受容体作動薬による高プロラクチン血症が出現しているので、服用を中止し、受診勧奨する	服用中止により、高プロラクチン血症が改善され、副作用症状も消失している
	薬剤の耐性形成による効果減弱がみられる	薬剤によって耐性形成しやすいものとしにくいものがあるが、患者の訴えを傾聴し、代替薬への変更を提案したり、医師にトレーシングレポート等で情報提供する。	薬の効果が十分に得られている
患者の特性で注意する点がある	食事と同時または食直後に服用しており、効果の発現が遅かったり、効果が弱くなっている	メラトニン受容体作用薬やオレキシン受容体拮抗薬では食事の影響を受け空腹時服用に比べて血中濃度が低下するおそれがあることを説明し、なるべく食事時間から間隔をとって寝る直前に服用するよう説明し、理解してもらう	食事時間から間隔をとって寝る直前に服用できている
	睡眠衛生指導を理解していない又は実行できていない	睡眠衛生指導(睡眠障害の対応と治療のガイドライン)に提示されている「睡眠障害対処 12 の指針」や睡眠薬の適正使用・休薬ガイドラインに提示されている「睡眠衛生のための指導内容」の内容を患者に説明し理解してもらう。実践しやすいようパンフレットや印刷物を手渡す。	睡眠衛生指導の内容を理解し、実践することにより、良好な睡眠が得られている
	漫然とした長期処方されている	慢性・難治性疾患の治療では、必然的に治療薬は長期使用かつ高用量となりがちであるが、治療途中で薬物療法の妥当性を適宜評価することによって漫然とした長期処方とならないように注意している	漫然投与防止
	睡眠薬に対して誤った認識(ぼける、だんだん量を増やさないと効かなくなる、寝酒の方が安全等)をもっており、自己調節や自己中断のおそれがある	患者の睡眠薬に対する認識を確認し、睡眠薬は正しく使用すれば安全な薬であり、作用持続時間に違いがあること、服用時の注意点、副作用など説明し、理解してもらう。	睡眠薬に対して正しい知識を持ち、適正に睡眠薬が使用できている。

出典:赤字:「ハイリスク薬の薬剤管理指導に関する業務ガイドライン(Ver.2)」日本病院薬剤師会における薬学的管理指導項目

かかりつけ薬剤師のための疾患別薬学管理マニュアル じほう 2018

薬剤師のためのナレッジベース じほう 2020

睡眠薬の適正な使用と休薬のための診療ガイドライン 2013 一般社団法人日本睡眠学会

睡眠検査 野田 明子 医学検査 Vol.66 No.J-STAGE-2 認知症予防のための検査特集 2017

よくわかるハイリスク薬の服薬指導 第2版 秀和システム 2016

薬効別 服薬指導マニュアル 第9版

糖尿病フォローアップ（前評価・実施・評価） プロブレム・対処・ゴール例
来局早期（無関心期(前熟考期)、関心期(熟考期)、準備期)

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランス不良となる可能性がある	インスリン注射手技(薬剤の保管方法、空打ちの意義、投与部位)、注射針の取扱い方法、注射針の廃棄方法について理解が十分でない	薬剤の保管方法(凍結させない、炎天下の車内に放置しない等)、空打ちの意義(カートリッジ内空気の排出、注入器の故障や注射針の装着ミスを事前に発見するため等)、投与部位(主治医から指示された部位の確認。毎回少しずらして注射すること)、注射針は毎回新しいものを使用し、まっすぐ差して取り付ける。使用済みの注射針は患者の住む自治体に沿って廃棄すること又は医療機関で回収してもらえる等、廃棄方法を説明し理解してもらう。 身体機能の問題(麻痺、握力低下、振戦、視力・聴力の低下など)がある場合は補助具の使用の提案をする。	インスリンの保管、空打ち、投与部位、注射針の取り付け、廃棄方法について理解し、正しく実行できている
患者の特性で注意する点がある	経口血糖降下薬の投与開始前の食事療法・運動療法が十分でない	経口血糖降下薬は、インスリン非依存状態で十分な食事療法、運動療法を2～4か月実施してもなお良好な血糖コントロールが得られない場合に適応となるので、処方される前の食事療法・運動療法の聞き取りを行い、薬物療法が開始されても、食事療法、運動療法ともに必要であることを説明し、パンフレット等を用いて指導する。	適切な食事療法・運動療法が継続して取り組まれている
	シックデイ時にどう対応しているか理解していない	まずシックデイがどんなときに起こりうるのか、血糖値が変動することを説明し、特別な対応が必要であることを理解してもらう。主治医から指示(ピグアナイド薬とSGLT2阻害薬は中止、インスリン分泌促進薬(SU薬、グリニド薬)は中止又は減量など)が出ている場合はその内容を教えてもらう。シックデイ時の対応として①安静・保温、②脱水にならないよう水分摂取③内服薬の中止(ただしインスリン療法実施中の場合はインスリンは継続)④血糖測定⑤軽症なら自身で対応し、症状が重症化する場合は主治医に連絡するよう指導する。またおかげ等のできるだけ糖分の多いものを優先して摂取する(低血糖防止)ことを指導する。	シックデイがどのような時に起こりうるか理解している。シックデイの対処法を理解し、実践できている。
	低血糖時にどう対応しているか理解していない	低血糖の症状を説明し、理解してもらう。ブドウ糖や緊急連絡用カードを携帯するよう指導する。低血糖が起きた時の対処法を説明し理解してもらう。また低血糖が起こったときにはどのような時に起こったか(そのときの行動、食事内容、血糖値)を記録し、次回受診時に医師に報告し、低血糖が起こったパターンを分析し、低血糖を予測して予防的な対応ができるよう指導する。必要に応じてトレーシングレポートで情報提供をする。	低血糖症状、対処方法を理解している。ブドウ糖、緊急連絡用カードを携帯している。自身の低血糖の分析ができており予防的な対応がとれている
	糖尿病の受診中断因子に該当するため、治療を中断しないよう特に注意を要する	糖尿病受診中断因子(仕事を持っている、若年者(50歳未満、とくに20～30歳)、血糖コントロールが悪い(HbA1c8%)またはかなり良い、過去に受診中断したことがある、仕事(学業)が忙しく、治療の優先度が低い、医療費が経済的に負担など 参照:「糖尿病受診中断対策包括ガイド」厚生労働科学研究)に該当する場合は、治療の初期段階から特に注意して、治療・服薬の必要性・重要性、合併症の説明をし、中断することがないように特に注意する。	前向きに治療に取り組んでいる

継続中長期（実行期(行動期)、維持期)

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランスが不良である	治療の必要性の理解が不十分である・自分自身の病気や治療に関心がない・糖尿病性合併症についての理解が不十分である	糖尿病教室への参加を呼び掛けたりパンフレットや薬局での説明を通じて病気や治療、自身の病状について正しく理解してもらう。治療が不十分だと合併症を引き起こすので合併症についても詳しく説明し、合併症を引き起こさないためにも治療に前向きに取り組むよう指導する。	治療に前向きに取り組む、糖尿病合併症の予防ができています
副作用出現又は薬の効果等の問題がある	低血糖が出ている	対処法(ブドウ糖の摂取、ショ糖の多く入ったジュースや飴の摂取)を説明し、理解してもらう。また、食事を摂取しなかったり予定外の激しい運動を行った場合に低血糖を起こしやすいので特に注意するよう説明し、理解してもらう。また、どのような時に低血糖が発生したのか記録してもらい、誘因因子の特定に努める	低血糖の症状(脱力感、激しい空腹感、動悸、発汗、手足のふるえ等)を理解しており、そのような症状が出たらずぐに対処することができている。またどのような時に低血糖を起こしたか(そのときの行動、食事内容、血糖値)を記録し、次回受診時に医師に報告し、なぜ低血糖が起こったのかの原因やパターンの分析ができ、低血糖を予測して予防的な対応ができています
	血糖コントロールが悪い	患者自身の目標血糖値を理解しているか確認する。アドヒアランス不良又は摂取カロリー過多など原因を分析する。必要に応じて食べるものや食べ方と血糖値の上がり方の関係を理解するため、一時的にでも間歇スキャン式持続血糖測定(isCGM)への切替を提案する。	患者自身の目標血糖値を理解しており、アドヒアランス良好、カロリー摂取量良好により低血糖のない良好な血糖コントロールが保たれている。
	薬物相互作用があり、血糖降下作用増強がみられる	血糖降下作用を増強する薬(モノアミン酸化酵素阻害薬、三環系抗うつ薬、β遮断薬など)などの併用注意薬を服用し、血糖降下作用が増強しているとみられる場合は、代替薬を提案したり医師に報告又はトレーシングレポート等で報告する。	薬物相互作用を回避することで、薬の作用増強はみられない
	薬物相互作用があり、血糖降下作用減弱がみられる	血糖降下作用を減弱する薬(チアジド系利尿薬、プレドニゾン等)などの併用注意薬を服用し、血糖降下作用が減弱しているとみられる場合は、医師に報告又はトレーシングレポート等で報告する。	薬物相互作用を回避することで、薬の効果を十分に得ている
	糖の吸収を遅延させるサプリメント、健康食品を使用しており、薬の作用増強による低血糖を起こすおそれがある	糖の吸収を遅延させるサプリメント(グアバ葉ポリフェノール、Lアラビノース、小麦アルブミンや難消化デキストリン、α-リポ酸など)の併用により薬の作用が増強されて低血糖がおこる危険性があること、摂取を控えるよう説明し理解してもらう。これらのサプリメントを服用していたことをトレーシングレポートで報告する	サプリメントや健康食品との相互作用を回避することで、薬の作用増強はみられていない
	ビグアナイド薬を服用中で、ヨード造影剤を使った造影CT検査や尿路造影剤検査の予定がある	ビグアナイド薬服用中の患者にヨード造影剤を投与した場合に急性腎不全から乳酸アシドーシスを起こす危険性があるため、検査前はビグアナイド薬投与を一時的に中止すること(ただし、緊急に検査を行う必要がある場合を除く)造影剤投与後 48 時間はビグアナイド薬の投与を再開しないこととなっているので、患者が休止期間や再開日について理解しているか確認する。必要であれば医療機関に問い合わせる。	乳酸アシドーシスの回避、また服薬再開日の確認により、薬のアドヒアランス維持
患者の特性で注意する点がある	血糖自己測定器を正しく使用できていない(測定電極をまとめて開封、キャリブレーションしていない、採取血液量が不足など)	血糖測定器についても正しく使用できているか定期的に確認する。また食事によって血糖値がどのように変化しているかを確認できるタイプのもので様々なタイプがあるので、患者に合った血糖自己測定器を提案する。	血糖自己測定器を正しく使用できている
	食事療法又は運動療法が十分でない	糖尿病治療には食事療法と運動療法が必要であり、十分に実施できていない場合は、食事療法のパンフレット等を用いて、食事療法の重要性や患者ごとの必要なエネルギー量、「食品交換表」を用いた食事管理の方法を指導する。運動ができていない原因を評価し、患者に合った運動療法の提案又は相談にのる。	食事療法・運動療法の重要性を理解し、継続して実行できている。

出典: 赤字: 薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン(第2版)平成23年4月15日日本薬剤師会における薬学的管理指導目
 かかりつけ薬剤師のための疾患別薬学管理マニュアル じほう 2018
 薬剤師のためのナレッジベース じほう 2020
 面接調査で得られた血糖自己測定器使用上の問題点: 6症例におけるトラブルの実際 田村加代子ほか 糖尿病 53(6):419-422, 2010
 インスリン自己注射ガイド 日本糖尿病協会

がん悪心嘔吐フォローアップ（前評価・実施・評価） プロブレム・対処・ゴール例
来局早期（急性悪心・嘔吐）

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランスが不良となる可能性がある	悪心出現時の頓服薬の使い方がわからない	いったん悪心の症状が出てしまうと頓服薬の内服ができないため、軽度の症状が出始めた時点で内服するよう指導する。頓服薬が適切に使用できたかの確認も行う。	頓服薬を適切に使用できている
副作用出現又は薬の効果等に問題がでる可能性がある	催吐性リスクに合わせた制吐療法が選択されているか	患者の外來化学療法レジメンを確認し、抗がん剤の催吐性リスクに合わせた制吐療法が処方されているか確認する。治療後は CTCAE の嘔吐、悪心のグレート評価を行い、トレーシングレポート等で医療機関に情報提供する。	催吐性リスクに従って適切な予防策を講じることで患者の QOL を維持するだけでなく、治療継続できている
患者の特性で注意する点がある	悪心・嘔吐に対して不安を抱いている	化学療法による悪心・嘔吐はコントロールできる症状で薬物療法後から1週間以内に軽快することが多いことを説明する。不安の程度はひどい場合は、予測性悪心・嘔吐に対するベンゾジアゼピン系抗不安薬等の処方提案を行う。また悪心があるときは食べやすいものや冷たく匂いの少ないものなど選んで摂取したり、水分だけでも摂取するなど食事の工夫についてや締め付けの少ないゆったりとした服をすすめるなどセルフケア支援を行う	悪心・嘔吐に対する不安を解消し、治療が継続できている
	患者側のリスク因子に該当するため、悪心・嘔吐の出現の可能性が高くなる	悪心・嘔吐の発現には抗がん剤の催吐性リスクだけでなく、患者側のリスク因子(女性、若年者、アルコール非飲者、妊娠に伴う強い悪阻の頸管、以前の治療時における悪心・嘔吐の経験、副作用への不安など)があげられる。該当する場合は悪心・嘔吐の出現に対して特に注意してモニタリングする	悪心・嘔吐の出現防止

継続中長期（遅発性悪心・嘔吐、予測性悪心・嘔吐）次回の化学療法に向けて

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランスが不良である	アプレピタントの使用方法を理解していない	経口薬のアプレピタントは、初日は抗がん剤の投与 1 時間～1 時間 30 分前に服用、2 日目以降は午前中に服用することを指導し、理解してもらう。	アプレピタントを適切に使用できている
副作用出現又は薬の効果等に問題がある	予防投薬にもかかわらず悪心・嘔吐が出現した	予防に用いたものと異なる 5-HT ₃ 受容体拮抗薬やそれでも有効でない場合はオランザピン等の処方提案をする。	突発性悪心・嘔吐の改善
	次回の化学療法までの評価	リスク別の予防投薬に従って急性および遅発性嘔吐を防止、予測性悪心・嘔吐の出現を予防できたか評価を行う。悪心・嘔吐が出現した場合にはほかの原因(電解質異常(高 Ca、低 Na など)、オピオイドなどの薬剤性、消化管狭窄やイレウス、頭蓋内器質病変など)の鑑別を行う。悪心・嘔吐の日常生活への影響が強い場合には次のコースでは、まず予防投薬の強化を提案する。	次回のクールでの悪心・嘔吐予防

出典：制吐薬適正使用ガイドライン 2018 改訂版 一般社団法人 日本癌治療学会
がん化学療法副作用対策ハンドブック第3版 羊土社

がん性疼痛フォローアップ（前評価・実施・評価） プロブレム・対処・ゴール例
来局早期（導入時）

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランス不良となる可能性がある	経皮吸収型製剤の取り扱い（譲渡禁止、貼付部位を温めない、廃棄方法、未使用品の返却等）について理解が十分でない	この製剤は医療用麻薬であり、患者本人以外絶対に使用しないこと、他人に譲渡しないこと、また、貼付部位を、カイロ、電気毛布、赤外線灯、湯たんぽ、こたつなどで温めて 40℃異常になると薬の浸透が増え、作用が増強されるおそれがあるので避けること、使用後の薬剤は貼付面を内側に折りたたんで、家庭用ゴミとして廃棄することが可能であること、未使用品は必ず医療機関・薬局に返却することを理解してもらう	経皮吸収型製剤の取扱いを理解し、正しく実行できている
	徐放性製剤を噛んで服用するおそれがある。またゴーストピルにより薬の有効性に不安を抱く可能性がある	オピオイド経口薬は徐放性製剤のものが多いので、噛んだり砕いたりしないことを説明し、理解してもらう。嚥下障害等がある場合は剤形変更を提案する。また、オキシコンチン錠はゴーストピルが便中に排出されることがあるが、薬の基材であり有効成分は吸収されているので安心するよう説明し、理解してもらう。	徐放性製剤を正しく服用できている
	パッカル錠、舌下錠が正しく使用できない可能性がある	パッカル錠、舌下錠ともに口腔内に含んでから 30 分間は噛んだり飲み込んだりせず、経粘膜吸収させ、それ以降も残存する場合は嚥下するよう指導する。	パッカル錠、舌下錠が正しく使用できている
	オピオイドに関する誤った認識を持っており、アドヒアランスが低下するおそれがある	オピオイドに関して中毒になるのでは等の誤った認識や、副作用の出現を恐れて使用を躊躇する場合もあるので、導入時には薬効や副作用の説明のみならずオピオイドに対するイメージを確認する。患者がオピオイドの使用や増量を躊躇するときには、その認識に至った患者の思いや背景を十分に把握したうえで、がん疼痛やオピオイドについて正しい情報を提供していく。	鎮痛の目標について話し合い、オピオイドの使用の意義を共有する
副作用出現又は薬の効果等に問題がでる可能性がある	痛みの強さ合わせた鎮痛薬が選択されているか	臨床的疼痛評価および痛みの強さに応じた鎮痛薬が選択されているか確認する。疼痛についても可能であれば、薬局でも NRS(Numeric Rating Scale)数値評価スケール、VAS(Visual Analog Scale)視覚的評価スケールや FPS(Face Pain Scale)表情評価スケール等を用いて痛みの評価を行う。適宜トレーニングレポート等で医療機関に情報提供する。	疼痛コントロールが良好
	オピオイド鎮痛薬の定時投与によって十分な鎮痛が得られない	レスキュー薬（臨時追加投与薬）の処方提案する。また患者にはレスキュー薬を使用した時間や回数、効果を記録してもらい、必要としたレスキュー薬の総量を基本処方薬の用量に追加して定時基本投与量を提案する。	患者毎に個別に適切な量が投与されている
	吐き気が出ている	オピオイドによる吐き気は投与開始直後や増量後に多くみられるが、耐性が形成されるため、数日から 1 週間ほどで耐性が生じ消失することが多いことを説明する。吐き気がひどい場合は制吐薬の処方提案する。制吐薬を投与しても緩和されないときはオピオイドの変更や投与経路の変更を提案する。	催吐性リスクに従って適切な予防策を講じることで患者の QOL を維持するだけでなく、治療継続できている
	便秘がでている	オピオイドによる便秘は耐性が形成されないため、大腸刺激性下剤や浸透圧下剤、末梢性オピオイド受容体拮抗薬などの処方提案し、便通をコントロールする。	便通コントロール良好
	眠気が出ている	眠気は、投与開始初期や増量時に出現することが多いが、耐性が生じ、数日以内に自然に軽減ないし消失することが多いことを説明する。オピオイドが原因の不快感な眠気がある場合は、オピオイドの減量やオピオイドスイッチングを提案する。	眠気が改善されている
患者の特性で注意する点がある	腎機能低下者でモルヒネやコデインの使用に注意を要する。	モルヒネは主に肝臓でグルクロン酸抱合され、M3G と M6G に代謝される。M3G と M6G はほとんど腎から排泄されるため、腎機能障害患者にモルヒネを使用すると M3G および M6G が蓄積し、鎮静などの副作用への対処が困難となるので、腎機能障害患者にはモルヒネを使用しないほうが望ましい。使用する際は減量あるいは投与間隔を延長してあるか確認する。 コデインは 10%程度がモルヒネに変換され、さらに M3G および M6G に変換されるため、腎機能障害患者にはコデインを使用しないことが望ましい。使用する際は減量あるいは投与間隔を延長してあるか確認する。	腎機能低下による副作用回避
	肝機能低下者でオピオイドの使用に注意を要する。	モルヒネ、オキシコドン、フェンタニル、コデイン、ヒドロモルフォンはほとんど肝臓で代謝されるため、肝機能障害時には代謝能が減少するので投与量の減量や投与間隔を延長してあるか確認する。	肝機能低下による副作用回避

継続中長期（維持療法）

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
副作用出現 又は薬の効果等に問題がある	同じオピオイドの連用により耐性が生じ、鎮痛効果が減弱している	同じオピオイドを投与し続けた場合、耐性が生じて、一定量のオピオイドによって得られる鎮痛効果が減弱し、オピオイドを増量しても鎮痛効果が得られないことがある。オピオイドスイッチングを行うと鎮痛効果が適切に発揮され、疼痛治療に必要なオピオイドの投与量も減らすことができる場合があるので、提案する。	病状の進行に伴い痛みの状態が変化するので、定期的に評価し、投与量や薬の種類調整が行われている
患者の特性で注意する点がある	オピオイドスイッチング	換算表を目安に患者の状態にあわせたスイッチングが適切に行われているか確認する。オピオイドスイッチングによる患者の痛みや副作用の増減を注意深くモニタリングする。	オピオイドスイッチングが問題なく行われている。痛みのコントロールや副作用発現も改善されている
	経口投与が困難である	口内炎、嚥下障害、消化管閉塞、悪心・嘔吐などで経口投与が困難な場合は直腸内投与（坐剤）、経皮投与、皮下注射、静脈内投与などほかの経路を提案する。	アドヒアランス維持
	オピオイド鎮痛薬の不適切使用のおそれがある	がん患者の痛みに対してオピオイドを長期間使用しても、精神依存はまれだが、がんが寛解した患者や非がん性慢性痛を訴えるがん患者に対して、治療目標もなく漫然とオピオイドを使用することにより、気がつかないうちに精神依存に陥っている可能性もあるので、危険徴候（高用量オピオイド鎮痛薬処方への欲求、激しい疼痛がないにもかかわらず薬物を貯める、他の医療機関から同様の薬物の入手など 参考；日本ペインクリニック学会 非がん性慢性疼痛に対するオピオイド鎮痛薬処方ガイドライン改訂第2版）を見逃さない	オピオイド鎮痛薬の不適切使用の早期発見

出典；がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン 2020年版 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会
 かかりつけ薬剤師のための疾患別薬学管理マニュアル じほう 2018
 薬剤師のためのナレッジベース じほう 2020

認知症フォローアップ（前評価・実施・評価） プロブレム・対処・ゴール例

来局早期

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランス不良となる可能性がある	認知機能障害ゆえに比較的初期から服薬管理が困難になる可能性がある	薬剤師の方から家族あるいは居宅を訪問する介護職（ヘルパーやケアマネージャー）、訪問看護師、施設スタッフ等に積極的にアプローチし、情報を収集する。 内服回数を極力少なくする、一包化する、服薬管理ボックス等を利用して服薬管理を視覚化し、本人と介護者が共有できる環境整備を行う。介護者には、服薬が正しく行われているかチェックしてもらい、できていなければ声掛け等服薬を勧めもらう。薬剤師は介護職の人にも服薬に関して興味を持ってもらうよう働きかける。	アドヒアランスが良好に保てる環境が整備されており、正しい服薬が維持されている
	服薬管理ができないことで、意図せぬ過量投与などの事故が起こりうる可能性がある	独居や老々介護等の場合、デイサービスや訪問看護、ヘルパーの利用が必要となるが、それらの利用できる時間は限られており、患者が正しく確実に服薬したかを他者が確認することは困難。従って、患者自身が混乱しないで服用でき、また関わるスタッフが確認しやすいように①1日の服用回数を減らす②一包化する③定期的に処方を見直し、不必要な薬剤は中止、可能であれば合剤にするなど服薬数を減らす④個人にあった剤形を選択する（錠剤、散剤、液剤、口腔内崩壊錠、ゼリー、貼付剤等）⑤電話等での声かけにより服薬につなげる⑥受け取った数日分の薬剤を適切に毎日服用していくために、服薬カレンダーやビルケース、服薬確認表等を利用する等により患者に合わせて方法で支援していく	アドヒアランスが良好に保てる環境が整備されており、正しい服薬が維持されている
副作用出現又は薬の効果等に問題がでる可能性がある	コリンエステラーゼ阻害薬による消化器症状の発現の可能性がある	コリンエステラーゼ阻害薬による消化器系副作用（悪心、食思不振、嘔吐、下痢等）は投薬初期および増量時の1～2週間で消失することが多いので、初回処方時に患者および家族にそのことを十分説明する。経過観察のみで継続投与が可能ながあるが、場合によっては制吐薬や整腸剤を併用あるいは屯用の処方の依頼を検討する。 コリンエステラーゼ阻害薬による悪心、嘔吐、食思不振などが2週間を超えても持続して認められる場合は処方薬を減量するか剤型変更を検討するか、あるいは制吐剤の併用を検討する。	副作用の重篤化回避
	ドネペジル塩酸塩の投与開始初期に、焦燥感、多弁、興奮などの精神症状が現れる可能性がある	多くが一時的なものだが、介護継続が困難な場合にはドネペジル塩酸塩の減量や中止を検討する。精神症状が消失するのを待ってからドネペジル塩酸塩投与を再開すると、症状が現れなくなる場合もある。	副作用の重篤化回避
	ドネペジル塩酸塩投与により錐体外路障害が現れる可能性がある	ドネペジル塩酸塩投与により筋動、運動失調、ジスキネジア、ジストニア、振戦、不随意運動、歩行異常、姿勢異常、言語障害などの異常運動を誘発または増悪することがある。このような場合には、投与の中止を検討する	副作用の重篤化回避
	リバスチグミンパッチにより貼付部位に紅斑、掻痒感が現れる可能性がある	リバスチグミンパッチによる掻痒感等は、必ずしも投与開始時に発現するわけではなく、増量の時点で生じる場合もあるので、注意する。投与開始時には、介護家族等に必ず貼付部位を毎日変更するように指導する。掻痒感が出た場合はステロイド系塗布薬や保湿剤の処方提案する。	副作用の重篤化回避
	NMDA 受容体阻害薬によるめまいが出現している	NMDA 受容体阻害薬は、副作用としてめまいが高頻度に出現するため、副作用モニタリングをする。めまいの副作用が出現した場合はすぐに医師に相談するよう指導する。	副作用の重篤化回避
患者の特性で注意する点がある	BPSD が服用中の薬剤によって引き起こされている可能性がある	BPSD は服用中の薬剤（特に抗認知症薬、H2受容体拮抗薬、第一世代抗ヒスタミン薬、ベンゾジアゼピン系薬、三環系抗うつ薬、その他抗コリン作用のある薬剤）の関連が考えられるときは原因となる薬剤の中止を検討する。また、介護サービスの利用や認知症ケアなどの非薬物的介入を最優先する。	BPSD の原因となりうる心身の要因や環境要因を検討し対処されている

継続中長期

プロブレム	プロブレムの原因	対処（薬剤師のアクション）	ゴール
アドヒアランス不良となる可能性がある	患者の嚥下機能、生活環境、介護状況などから現実的に服薬が困難となる内容で処方されることがある	薬剤師が患者の状態や生活環境を把握し、暮らしを評価し、最も服用しやすい処方内容を医師に処方提案する。その際、服薬介助者の介護負担軽減や、利用している介護サービスについても十分に考慮し、その人の生活のリズムに沿った処方提案を行う。 認知症による服薬アドヒアランスの低下が予想されるため、家族などへの指導、施設・訪問看護などの社会的支援を活用する。	無理のない適切な薬物療法の継続ができている
	服薬を拒否する	服薬拒否を回避するためには、できるだけ服薬回数の少ない薬や飲みやすい形状の薬を選択する必要がある。錠剤だと吐き出してしまう高齢者が多いので、口腔内崩壊錠（速崩性錠剤）や内服ゼリー、内服液、パッチなどの剤形変更を検討する	服薬拒否の回避、服薬の継続
副作用出現又は薬の効果等に問題がある	NMDA 受容体阻害薬によるめまいが出現している	NMDA 受容体阻害薬は、副作用としてめまいが高頻度に出現するため、副作用モニタリングをする。めまいの副作用が出現した場合はすぐに医師に相談するよう指導する。	副作用の重篤化回避
患者の特性で注意する点がある	認知症の進行は、認知症の種類やその人の生活環境、身体状態により様々であり、段階的に変化する	認知症の段階的に変化する状態に合わせて、フォローアップも変化に対応したものにしていく。また、薬剤師が気づいた認知機能低下のサインは、内々で留めることなく、関係する職種や機関と連携し、社会に繋げる	認知症の段階に対応できている
	高齢者、肝・腎機能低下、多剤併用の条件があるときに認知機能低下が生じやすい	患者背景、同効薬の重複投与や処方意図が不明な薬剤の存在にも留意し、必要に応じて減量や処方削除等の対応を行う。	認知機能低下の早期発見
	多剤併用となっている	高齢の場合、認知症のほかにもいくつかの疾患を併せ持っているため、多剤併用となるケースが多い。多剤併用による副作用出現や、効果よりも副作用の方が強く出たり、症状が悪化して介護負担が大きくなる可能性がある。こうした多剤併用を防ぐためには、複数の薬を一元管理していくれるかかりつけ薬局が有用である。 薬剤師は家族や介護スタッフに十分に説明して協力してもらいながら、「薬の処方によって、どのような変化があったか」という情報を収集し、訪問看護師等と協力して服薬管理を行い、症状の変化や副作用について把握するよう努める。	多剤併用による有害事象の回避

出典：認知症疾患診療ガイドライン 2017 一般社団法人日本神経学会

調剤と情報 2022.5 vol.28 No.7 じほう

認知症診療 Q&A92 中外医学社

認知症の治療とケア じほう

服薬指導のための Q&A アルツハイマー病治療薬 フジメディカル出版

薬剤師のためのナレッジベース じほう

6. 処方箋医薬品以外の医療用医薬品、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品を販売する場合の販売後フォローアップの考え方

薬局で、処方箋医薬品以外の医療用医薬品、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品を販売する場合、販売後フォローアップについての基本的な考え方は、処方箋に基づく調剤の場合と同様と考えられる。すなわち、使用者の背景情報や医薬品・併用薬等から、薬学的知見に基づき総合的に販売後フォローアップを判断することになる。

以下、販売後フォローアップにあたって医薬品ごとに留意すべき事項を示す。

[処方箋医薬品以外の医療用医薬品]

薬局医薬品の販売後フォローアップについては、薬機法第 36 条の 4 第 5 項、薬機法施行規則第 158 条の 7 並びに同第 158 条の 9 の 2 に新たに規定されているので、参照されたい。

なお、そもそも処方箋医薬品以外の医療用医薬品は、「薬局医薬品の取扱いについて(平成 26 年 3 月 18 日薬食発 0318 第 4 号厚生労働省医薬食品局長通知)」でも示されている通り、医師等の処方箋に基づく調剤が原則であり、通常、その販売は極めて例外的である。

また、医療用医薬品は一般用医薬品とは目的を異にするものであることから、やむを得ず販売せざるを得ない場合にあっては、法令・通知の遵守は当然として、特に販売後においても「体調の変化や有害事象の確認」「他の医薬品の使用の勧奨」「医療機関への受診状況の確認と受診勧奨」は多くのケースにおいて考慮しなければならない。併せて、情報の提供又は指導にあたっては、使用者がお薬手帳を所持する場合は、必要に応じてそれを活用する(薬機法施行規則第 158 条の 9 の 2 第 3 項)。

販売後フォローアップの実施内容等は、適切に販売記録(薬機法施行規則第 14 条第 3・4 項)に反映すること。また、必要に応じて薬剤服用歴管理記録にも反映する。

[薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品]

薬局製造販売医薬品（毒薬・劇薬を除く）、要指導医薬品、一般用医薬品は販売後フォローアップについて省令の規定はない（薬局製造販売医薬品は薬局医薬品に区分されるが、毒薬・劇薬以外は薬機法施行規則第 158 条の 10 第 2 項の規定により適用が除外されている）が、これらについても当然ながら、確認した内容の分析・評価結果によって、販売後の継続的な確認や利用者への受診勧奨等が必要になるケースが想定される。販売にあたっての流れや留意すべき点、販売後の相談対応や販売後モニタリング等の考え方については、「要指導医薬品、一般用医薬品販売の手引き（日本薬剤師会）」で詳しく示しているので、参照されたい。（薬局製造販売医薬品は「要指導医薬品、一般用医薬品販売の手引き」の対象範囲外であるが、基本的な考え方は参考になるものとする。）また、今回の省令改正では、要指導医薬品・一般用医薬品の販売時等においても、一層のお薬手帳の活用が求められていることから、販売後フォローアップにおいても必要に応じて活用を考慮する。

なお、薬剤師は必要と認めた場合、販売時の情報提供に加え、購入者の連絡先等を確認し、適切に販売記録（薬機法施行規則第 14 条第 3～6 項）や薬剤服用歴管理記録を作成しておくこと。

7. 薬剤使用期間中の患者フォローアップに関連する法令

< 薬剤師法（抄） >

（情報の提供及び指導）

第二十五条の二 薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

- 2 薬剤師は、前項に定める場合のほか、調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には、患者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するとともに、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

（調剤録）

第二十八条 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。

- 2 薬剤師は、薬局で調剤したときは、厚生労働省令で定めるところにより、調剤録に厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。
- 3 薬局開設者は、第一項の調剤録を、最終の記入の日から三年間、保存しなければならない。

< 薬剤師法施行規則（抄） >

（調剤録の記入事項）

第十六条 法第二十八条第二項の規定により調剤録に記入しなければならない事項は、次のとおりとする。ただし、その調剤により当該処方箋が調剤済みとなつた場合は、第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項のみ記入することで足りる。

- 一 患者の氏名及び年齢
- 二 薬名及び分量
- 三 調剤並びに情報の提供及び指導を行つた年月日
- 四 調剤量
- 五 調剤並びに情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名
- 六 情報の提供及び指導の内容の要点
- 七 処方箋の発行年月日
- 八 処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師の氏名
- 九 前号の者の住所又は勤務する病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地
- 十 前条第二号及び第三号に掲げる事項

<薬機法（抄）>

（医薬関係者の責務）

第一条の五 略

- 2 薬局において調剤又は調剤された薬剤若しくは医薬品の販売若しくは授与の業務に従事する薬剤師は、薬剤又は医薬品の適切かつ効率的な提供に資するため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の二第三項の規定による情報の提供その他の厚生労働省令で定める方法によつて、医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設（医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。）において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供することにより、医療提供施設相互間の業務の連携の推進に努めなければならない。
- 3 薬局開設者は、医療を受ける者に必要な薬剤及び医薬品の安定的な供給を図るとともに、当該薬局において薬剤師による前項の情報の提供が円滑になされるよう配慮しなければならない。

（調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等）

- 第九条の四 薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものを含む。）により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面（当該事項が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第三十六条の十までにおいて同じ。）に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを含む。）を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。
- 2 薬局開設者は、前項の規定による情報の提供及び指導を行わせるに当たっては、当該薬剤師に、あらかじめ、当該薬剤を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認させなければならない。
 - 3 薬局開設者は、第一項に規定する場合において、同項の規定による情報の提供又は指導ができないとき、その他同項に規定する薬剤の適正な使用を確保することができないと認められるときは、当該薬剤を販売し、又は授与してはならない。

- 4 薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局開設者から当該薬剤を購入し、若しくは譲り受けた者から相談があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、必要な情報を提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。
- 5 第一項又は前項に定める場合のほか、薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、その調剤した薬剤を購入し、又は譲り受けた者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握させるとともに、その調剤した薬剤を購入し、又は譲り受けた者に対して必要な情報を提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。
- 6 薬局開設者は、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に第一項又は前二項に規定する情報の提供及び指導を行かせたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該薬剤師にその内容を記録させなければならない。

(薬局医薬品に関する情報提供及び指導等)

第三十六条の四 1～4 略

- 5 第一項又は前項に定める場合のほか、薬局開設者は、薬局医薬品の適正な使用のため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、その販売し、又は授与した薬局医薬品を購入し、又は譲り受けた者の当該薬局医薬品の使用の状況を継続的かつ的確に把握させるとともに、その薬局医薬品を購入し、又は譲り受けた者に対して必要な情報を提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。

<薬機法施行規則（抄）>

（調剤された薬剤の販売等）

第十五条の十二 薬局開設者は、法第九条の三の規定により、調剤された薬剤につき、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

一・二 略

三 法第九条の四第五項の規定による情報の提供又は指導のため必要があると認めるときは、当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者の連絡先を確認した後に、当該薬剤を販売し、又は授与させること。

四 略

（調剤された薬剤に係る情報提供及び指導の方法等）

第十五条の十三 薬局開設者は、法第九条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

一・二 略

三 当該薬剤を使用しようとする者が患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳（別表第一を除き、以下単に「手帳」という。）を所持しない場合はその所持を勧奨し、当該者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供及び指導を行わせること。

四～六 略

2～4 略

5 法第九条の四第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 年齢

二 他の薬剤又は医薬品の使用の状況

三 性別

四 症状

五 現にかかっている他の疾病がある場合は、その病名

六 妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数

七 授乳しているか否かの別

八 当該薬剤に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無

九 調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかったこと

があるか否かの別並びにかかったことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量及び服用の状況

十 その他法第九条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を行うために確認が必要な事項

第十五条の十四 薬局開設者は、法第九条の四第四項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

一・二 略

三 当該薬剤を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供又は指導を行わせること。

四 略

第十五条の十四の二 法第九条の四第五項の厚生労働省令で定める場合は、当該薬剤の適正な使用のため、情報の提供又は指導を行う必要があるとその薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師が認める場合とする。

2 前項に該当する場合、薬局開設者は、次に掲げる事項のうち、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師が必要と認めるものについて、当該薬剤師に把握させなければならない。

一 第十五条の十三第五項第一号から第九号までに掲げる事項

二 当該薬剤の服薬状況

三 当該薬剤を使用する者の服薬中の体調の変化

四 その他法第九条の四第五項の規定による情報の提供又は指導を行うために把握が必要な事項

3 薬局開設者は、法第九条の四第五項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

一 当該薬剤の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。

二 当該薬剤の用法、用量、使用上の注意、当該薬剤との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬剤の適正な使用のために必要な情報を、当該薬剤を購入し、又は譲り受けた者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。

三 当該薬剤を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供又は指導を行わせること。

四 当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

第十五条の十四の三 法第九条の四第六項の規定により、薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に記録させなければならない事項は、次のとおりとする。

一 法第九条の四第一項、第四項又は第五項の規定による情報の提供及び指導を行つた年月日

二 前号の情報の提供及び指導の内容の要点

三 第一号の情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名

四 第一号の情報の提供及び指導を受けた者の氏名及び年齢

2 薬局開設者は、前項の記録を、その記載の日から三年間、保存しなければならない。

(薬局医薬品の販売等)

第一百五十八条の七 薬局開設者は、法第三十六条の三第一項の規定により、薬局医薬品につき、次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

一～五 略

六 法第三十六条の四第五項の規定による情報の提供又は指導のため必要があると認めるときは、当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者の連絡先を確認した後に、当該薬局医薬品を販売し、又は授与させること。

七 略

(薬局医薬品に係る情報提供及び指導の方法等)

第一百五十八条の八 薬局開設者は、法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

一・二 略

三 当該薬局医薬品を使用しようとする者が手帳を所持しない場合はその所持を勧奨し、当該者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供及び指導を行わせること。

四～八 略

2～4 略

第百五十八条の九 薬局開設者は、法第三十六条の四第四項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

一・二 略

三 当該薬局医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供又は指導を行わせること。

四～六 略

第百五十八条の九の二 法第三十六条の四第五項の厚生労働省令で定める場合は、当該薬局医薬品の適正な使用のため、情報の提供又は指導を行う必要があるとその薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が認める場合とする。

2 前項に該当する場合、薬局開設者は、次に掲げる事項のうち、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が必要と認めるものについて、当該薬剤師に把握させなければならない。

一 第百五十八条の八第四項第一号から第十号までに掲げる事項

二 当該薬局医薬品の服薬状況

三 当該薬局医薬品を使用する者の服薬中の体調の変化

四 その他法第三十六条の四第五項の規定による情報の提供又は指導を行うために把握が必要な事項

3 薬局開設者は、法第三十六条の四第五項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

一 当該薬局医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。

二 当該薬局医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬局医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局において当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けた者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。

三 当該薬局医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供又は指導を行わせること。

四 必要に応じて、当該薬局医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。

五 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。

六 当該情報の提供又は指導を行った薬剤師の氏名を伝えさせること。

(薬局製造販売医薬品の特例)

第百五十八条の十 薬局開設者がその薬局において薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与する場合について第百五十八条の七（第四号、第五号及び第七号に係る部分に限る。）、第百五十八条の八第一項（第六号に係る部分を除く。）及び第四項並びに第百五十八条の九（第四号に係る部分を除く。）の規定を適用する場合においては、第百五十八条の七第四号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同条第五号中「提供又は指導」とあるのは「提供」と、第百五十八条の八第一項各号列記以外の部分中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、同項第一号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「提供し、及び指導を行う」とあるのは「提供する」と、「ある場所」とあるのは「ある場所、同令第一条第一項第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所又は特定販売を行う場合にあつては、当該薬局内の場所」と、同項第二号中「提供させ、及び必要な指導を行わせる」とあるのは「提供させる」と、同項第三号中「所持しない場合はその所持を勧奨し、当該者が手帳を所持する場合は」とあるのは「所持する場合は」と、「提供及び指導」とあるのは「提供」と、同項第五号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同項第八号及び同条第四項第十一号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、第百五十八条の九各号列記以外の部分中「提供又は指導」とあるのは「提供」と、同条第二号中「提供させ、又は必要な指導を行わせる」とあるのは「提供させる」と、同条第三号及び第六号中「提供又は指導」とあるのは「提供」とする。

2 前項に規定する場合については、第百五十八条の七（第一号から第三号まで及び第六号に係る部分に限る。）、第百五十八条の八第一項（第六号に係る部分に限る。）、第百五十八条の九（第四号に係る部分に限る。）及び第百五十八条の九の二の規定を適用しない。

3 略

(要指導医薬品に係る情報提供及び指導の方法等)

第百五十八条の十二 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

一 当該薬局又は店舗内の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号若しくは第二条第十二号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所をいう。）において行わせること。

二 略

三 当該要指導医薬品を使用しようとする者が手帳を所持しない場合はその所持を勧奨し、

当該者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供及び指導を行わせること。

四～八 略

2～4 略

第百五十九条 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第四項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

一・二 略

三 当該要指導医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供又は指導を行わせること。

四～六 略

(一般用医薬品に係る情報提供の方法等)

第百五十九条の十五 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

一・二 略

三 当該一般用医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供を行わせること。

四～七 略

2～4 略

第百五十九条の十六 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に行わせるよう努めなければならない。

一～三 略

四 当該一般用医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供を行わせること。

五～八 略

2 略

第百五十九条の十七 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第五項の規定による情報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に行わせなければならない。

一～四 略

五 当該一般用医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供を行わせること。

六・七 略

2 略

(令和7年2月時点)